平成26年6月15日発行　第27号
ISSN 2187-0209

JAOT

The Journal of Japanese Association of Occupational Therapists (JJAOT)

日本作業療法士協会誌

2014 6

【共同声明】
心大血管疾患リハビリテーション料に
作業療法士の職名が追記されたことについて

●平成 26 年度定時社員総会 開催される

【協会諸規程】
休会制度を一部改正

【協会活動資料】
災害支援ボランティア受け入れマニュアル
障害福祉領域における作業療法(士)の役割に関する意見交換会

JAPAN
一般社団法人
日本作業療法士協会

contents
目次 ● 2014. 6/15 NO.27

日本作業療法士協会誌
平成 26 年 6 月 15 日発行　第 27 号

平成 26 年度定時社員総会 開催される（速報）……・2

心大血管疾患リハビリテーション料に
作業療法士の職名が追記されたことについて（共同声明）……・4

共同声明を受けて……・6

【協会諸規程】

休会制度を一部改正……・11

【協会活動資料】

災害支援ボランティア受け入れマニュアル……・16

障害福祉領域における作業療法（士）の役割に関する意見交換会……・20

「47 都道府県委員会（仮称）」設置に向けて

準備委員会（特設委員会）の立ち上げを理事会で承認……・7

【会議録】

平成 26 年度第 2 回理事会抄録……・8

【各部・室・事務局活動報告】……・9

学術データベースの運用が開始される……・10

【医療・保健・福祉情報】

運動器リハビリテーション料関連報酬改定情報……・35

【作業療法の実践】地域移行支援への取り組み㉖

地域の子どもにリハビリテーションを届けよう！……山田 早織・36

【窓】女性会員のためのページ㉓

支えとなった言葉……下田 広美・37

【役員の横顔】……・42

【新刊のご案内】……・43

協会主催研修会案内 2014 年度……・38

第 54 回作業療法全国研修会のご案内……・40

催物・企画案内……・45

訃報連絡……・41

【都道府県作業療法士会連絡協議会報告】……・44

【日本作業療法士連盟だより】……・44

求人広告……・45

編集後記……・48

平成 26 年度定時社員総会 開催される
（速 報）

一般社団法人日本作業療法士協会平成 26 年度定時社員総会は、5 月 31 日（土）午後、笹川記念会館国際会議場（東京都港区）にて無事に開催された。詳細な議事録は改めて掲載するが、今号では取り急ぎ概要のみ報告する。なお、今総会については、協会ホームページに議案書の全文と参考資料、正誤表、事前の質疑応答等が掲載されている。また、本誌第 26 号（2014 年 5 月発行、p.12 ～ 19）にも詳細な解説が掲載されているので併せて参照されたい。（本誌編集委員会）

表彰式典と特別講演

今回は、社員総会に先立って、平成 26 年度表彰式典と古屋圭司国務大臣（国土強靱化・防災担当）による特別講演も行われた。表彰式典では、会長表彰 1 名（淺井憲義氏）、特別表彰 3 名（高畑進一氏、中村義雄氏、川本愛一郎氏）、功労表彰 2 名（伊藤誠一氏、手島雅敏氏）の各受賞者に中村春基会長より表彰状及び記念品が授与され、各受賞者の喜びの言葉をいただくとともに、記念写真の撮影が行われた（詳細は本誌次号で報告）。

また、特別講演では古屋大臣が「政府における国土強靱化の取り組み」と題して話され、政府が推し進めている「国土強靱化」の基本的な考え方、組織体制、それを実現するための施策の様々な可能性、推進していくための方針とスケジュールなどを紹介された。また、大臣は講演の中で何度も作業療法士に触れ、新著『そうだったのか‼「国土強靱化」―レジリエンス社会への挑戦―』（PHP 研究所）の中でも、「全国に約 5 万人いる作業療法士の方々も東日本大震災の被災者の自立に大変大きな役割を果たしました。まさに今後、レジリエンス・リーダーにふさわしいと思います。」（p.232）と書かれているように、作業療法士への期待を言葉の端々に覗かせていた。

総会の開会と成立

さて、社員総会は午後 2 時 30 分に開会、社員 195 名（定足数 98 名）に対して 188 名（本人出席者 178 名、委任状出席者 3 名、書面議決権行使者 7 名）の社員の出席を得て成立。長倉寿子議長と高木節副議長により円滑な議事進行が行われた。（なお、総会開始後に途中入場者が 1 名あったため、審議事項の決議における出席社員数は 189 名となった。）

報告事項

報告事項では、まず中村会長が平成 26 年度重点活動項目および事業計画の説明に立ち、協会（作業療法士）が直面している喫緊の諸課題をスライドで示しながら解説した。平成 26 年度予算案については、まず協会の顧問会計事務所である辻・本郷税理士法人の市川琢也氏より「会計面における制度改正のポイント」と題して、公益法人制度改革に伴う新会計基準の考え方、財務諸表意味や目的、旧形式と新形式の対応関係などについての説明があり、それを基本的な考え方として共有した上で、香山明美常務理事（財務担当）が報告を行った。その他の報告事項としては、山根寛副会長（WFOT 大会実行委員長）より第 16 回世界作業療法士連盟大会に向けての準備状況の報告、また陣内大輔常務理事（教育部長）より平成 25 年度の認定作業療法士・専門作業療法士・臨床実習指導者研修修了者の認定結果の報告があった。

審議事項

第 1 号議案　平成 25 年度事業報告書承認の件

本議案については、中村会長から議案書に沿った説明が行われたのに対し、

- 会員の所属施設に研究倫理審査委員会が設置されていない場合の指導システムの構築
- 機関誌を機関誌として同定できるようにするための背表紙の工夫
- 作業療法士がマスメディア等に登場した場合の会員周知の工夫
- 認定作業療法士取得研修会における講師の資格
- 認定作業療法士の更新手続きにおいて一時的に資格が途切れる問題
- 広報活動の効果指標
- 組織率低下に対する取り組み
- 養成校の定員割れに対してドラマなどマスメディアを使った抜本的な広報の検討

などについて意見や質問が出された。質疑応答の詳細は後日掲載する議事録に譲るが、会長および各部署の担当理事から協会としての取り組みの現況や前向きに検討していく旨の回答があり、それを踏まえて決議が行われた結果、賛成 184 名、反対 0 名、保留 5 名であり、出席した社員の議決権の過半数（95 名）を上回る賛成多数であったため可決承認された。

第 2 号議案　平成 25 年度決算報告書承認及び監査報告の件

本議案は、決算報告書については香山常務理事から「正

味財産増減計算書」を中心に説明があり、これを受けて古川宏監事から監査報告が行われた。これに対してフロアからは、

・平成 26 年度予算案における学会収益が 0 円である理由
・徴収不能金という科目がない理由
・WFOT 大会関連支出の詳細
・協会財産の使途に関する将来的なビジョン

などについて質問が出された。質問の一部についてはすでに事前の質疑応答（協会ホームページに掲載）でも回答したところであるが、改めて担当理事から説明されるとともに、会計事務所からも会計上の考え方が示された。これらについても詳細は後日の議事録でご確認いただきたいが、質疑応答を踏まえて決議が行われた結果、賛成 185 名、反対 1 名、保留 3 名であり、出席した社員の議決権の過半数（95 名）を上回る賛成多数であったため可決承認された。

第 3 号議案　会員除名承認の件

本議案については、荻原喜茂常務理事（事務局長）から議事録に沿った趣旨説明があった。一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 30 条第 1 項に基づき事前に本人宛に通知し弁明の機会を提供したが弁明を希望する旨の表明がなく、今総会において質問・意見もなかったため、直ちに決議が行われた結果、賛成 185 名、反対 1 名、保留 3 名であり、出席した社員の議決権の 3 分の 2（126 名）を上回る賛成多数であったため可決承認された。

第 4 号議案　定款変更承認の件

本議案は、副会長の定数を 1 名増やすこと（2 人体制から 3 人体制へ）、理事の定数を 2 名増やすこと（18 ～ 21 名体制から 20 ～ 23 名体制へ）、監事の常勤化を想定しないことの提案であり、中村会長から執行体制の強化のために必要である旨の趣旨説明があった。特段の質問・意見もなかったため、直ちに決議が行われた結果、賛成 186 名、反対 0 名、保留 3 名であり、出席した社員の議決権の 3 分の 2（126 名）を上回る賛成多数であったため可決承認された。

第 5 号議案　役員報酬等に関する規程改正案承認及び役員報酬額承認の件

本議案については中村会長が国や他団体との関係、迅速な対応が求められる社会情勢などの具体的な例を示しながら、常勤の役員を置くことの必要性について説明と思いが述べられたのに対し、役員報酬を予算化する手法に関しての質問や意見は出されたものの、議案そのものについては肯定的な賛成意見が聞かれ、決議が行われた結果、賛成 185 名、反対 0 名、保留 4 名であり、出席した社員の議決権の過半数（95 名）を上回る賛成多数であったため可決承認された。

なお、この総会承認を受けて、6 月 28 日開催予定の平成 26 年度第 3 回理事会で、本規程の内規に従って、平成 26 年度役員報酬の具体的な支払額が審議・決定される運びとなる。そこで決定された内容については、本誌次号で詳細に報告する予定である。

第 6 号議案　正会員の休会に関する規程改正案承認の件

正会員の休会に関する規程は昨年度の社員総会で承認を受け、すでに休会制度として稼動しているところであるが、昨年度の社員総会で出された質疑、その後全国の都道府県作業療法士会から聴取した意見等を踏まえて更なる検討を加えた結果、改めて協会の考え方を示すとともに、規程の一部修正を提案したのが本議案である。改正の要点は、休会中の会員が年度途中であっても復会することを可能にしたことにあり、荻原常務理事よりその趣旨説明があった。これに対して途中復会に係る事務対応について、休会会員の正会員身分などについての質疑応答を経て、決議が行われた結果、賛成 187 名、反対 1 名、保留 1 名であり、出席した社員の議決権の過半数（95 名）を上回る賛成多数であったため可決承認された。

第 7 号議案　新公益法人制度への対応案承認の件

本議案は、当分の間、従来どおり一般社団法人としての事業活動を継続するという提案であり、中村会長からその趣旨説明、荻原常務理事から補足説明が行われたのに対し、

・他団体の動向
・当協会が公益認定を当分の間受けないことにした分かりやすい理由
・公益認定を受けることのメリットとデメリットの具体的な提示
・一般国民へのアピール度の問題
・公益性の捉え方
・今回の対応案の見直しに関する頻度と目標設定

などについて活発な質問や意見が出され、今後も随時検討を進めていく含みが残されたが、今総会の本議案については、決議が行われた結果、賛成 164 名、反対 5 名、保留 20 名であり、出席した社員の議決権の過半数（95 名）を上回る賛成多数であったため可決承認された。

閉　会

社員総会は開会より 2 時間 58 分の議事を経て、定刻内の 17 時 28 分に閉会された。

平成 26 年 6 月 1 日

心大血管疾患リハビリテーション料に作業療法士の職名が追記されたことについて
(共同声明)

一般社団法人 日本作業療法士協会　会　長　　中 村　春 基
特定非営利活動法人 日本心臓リハビリテーション学会　理事長　　伊 東　春 樹

平成 26 年度の診療報酬改定により、心大血管疾患リハビリテーション料の施設基準へ作業療法士の職名が追記された。平成 18 年度の診療報酬改定による疾患別リハビリテーションが新設されて以来 8 年の時を経て、ようやく実現に至ったものである。

これまでの改定に向けた要望活動では、日本心臓リハビリテーション学会と日本作業療法士協会が協力して取り組んできた。今後も両団体は密な協力体制のもとで、心大血管疾患を有する国民への支援を強化していくことが必要である。

心大血管疾患リハビリテーションにおける作業療法士の役割は、通則にもあるように「応用的動作能力、社会的適応能力の回復等を目的とする」ことである。チーム内で各々の領域の技術を提供し、互いに補完し合い、多職種協働していくことにより、患者への利益がもたらされるため、その役割の確立は欠かせないものである。

一方、心大血管疾患に関わる作業療法士教育の現状を鑑みると、卒前教育や卒後教育においては、一部不十分な点があることも否定し得ず、現行の診療報酬体系で要求される水準まで教育レベルを引き上げることが必須である。特に、卒前教育は、心疾患の病態や治療、関連する基礎知識の習得の上で、安全に患者の活動の拡大を図るための専門教育を徹底することが喫緊の課題である。また、卒後教育においては、積極的に日本心臓リハビリテーション学会に入会して研鑽を積むとともに、作業療法の研究・報告を行うことで、さらに技術水準を高めていく必要がある。加えて、作業療法士が一定の水準に基づき、安全かつ有効な心臓リハビリテーションを実施していく上で、通達にも記してある「経験のある療法士」の例として挙げられている心臓リハビリテーション学会の認定資格「心臓リハビリテーション指導士」を取得し、チームの中で十分に役割を担っていくことが期待される。

今後の心大血管疾患リハビリテーションの発展のために、日本心臓リハビリテーション学会と日本作業療法士協会は、連携して臨床、教育、研究の充実を図り、心大血管疾患を有する国民に対する支援を強化していく。

それらを実現するために、以下のことを実行する。

1. 日本作業療法士協会は、日本心臓リハビリテーション学会の教育研修委員会と協力し、作業療法士養成機関に対して卒前教育で履修すべき心臓リハビリテーションの内容を示し、実施状況を確認することにより教育の充実を図っていく。

2. 日本作業療法士協会は、全国の作業療法士に対して、日本心臓リハビリテーション学会に入会し、「心臓リハビリテーション指導士」の取得を推奨する。その達成状況については、日本心臓リハビリテーション学会と共に定期的に確認しながら更なる啓発を行なう。

3. 心大血管疾患リハビリテーションにおける作業療法は、心大血管疾患リハビリテーションの経験を有する専任の常勤医師により、作業療法の適応判断に基づき実施する。

4. 作業療法士の心大血管疾患リハビリテーションのチームにおける役割は、心機能の状態を考慮し、徹底したリスク管理の下で行われる効率的な動作遂行への支援であり、患者のニーズや役割に応じて、日常生活活動指導、環境調整指導、職業関連活動指導を中心に構成されるものである。

5. 作業療法を実施する際には、患者への説明と同意はもちろんのこと、既存の心大血管疾患リハビリテーションのチーム内において、その実施目的や内容について、十分な調整を行う。

6. 作業療法士は、心大血管疾患リハビリテーションの実施の際の必須の項目である、「定期的に担当の多職種が参加するカンファレンス」に参加し、患者の状態や治療方針に応じて、適切に対応していく。また、患者の生活技能の状況に関して報告し、個々の病態に応じた社会保障の活用などの調整を提案する。

共同声明を受けて

会長　中村 春基

平成 26 年 6 月 1 日に発表された共同声明を起点に、日本作業療法士協会は、速やかに日本心臓リハビリテーション学会と連携し、現職者の臨床技能向上への支援、養成校教育の充実に向けて対応する。

具体的には、今年度中に「心大血管疾患リハビリテーション料に関連した現職者向けの研修会」と「養成校教員向けの研修会」の 2 つの研修会の開催を検討している。日程が決定し次第、当協会のホームページにて情報を配信するので、適宜ご確認いただきたい。

他方、心大血管疾患リハビリテーションにおける作業療法の適応指針の作成、作業療法士の養成教育における心臓リハビリテーションの水準の提示も必要となる。

さらに、心臓リハビリテーション学会への入会とその会員の増加や心臓リハビリテーション指導士の取得促進は、私たち作業療法士の社会的責任であると受止めている。

当協会のホームページでも、随時心臓リハビリテーション関連の学会や研修会の情報を更新していくので、本件に係る臨床ならびに養成教育に携わる作業療法士は、都度の情報収集を怠らないで欲しい。

直近では、「第 20 回 日本心臓リハビリテーション学会学術集会」が、本年 7 月 19 日（土）～ 20 日（日）に京都市で開催されるので是非参加されたい。

また、心臓リハビリテーション指導士研修の内容は、病態生理から診断･治療、運動負荷試験、栄養学、臨床心理学など、心疾患の方への対応に必要な内容が網羅されており、チームの中で各職種が役割を担っていくための必須事項で構成されている。

安全に作業療法の専門性を発揮していくためにも、基礎基本の徹底は当然のことであり、医療機関のみならず、医療機器の少ない地域の生活の場で、患者を支援する場合にも、欠かせないものである。これは、心原性脳塞栓や合併症として心疾患を有する対象者へ、安全に作業療法を提供することにもつながるものである。

今回の診療報酬の改定を、心疾患を有する国民への作業療法の在り方について再考する機会とし、今後の心臓リハビリテーションにおける作業療法の発展のためにも、この共同声明を受けて、会員諸氏の積極的な対応をお願いしたい。

第 20 回　日本心臓リハビリテーション学会学術集会
http://www.c-linkage.co.jp/20jacr/

「47 都道府県委員会（仮称）」設置に向けて

準備委員会（特設委員会）の立ち上げを理事会で承認

士会組織担当理事　　宇田　薫

はじめに

平成 26 年度第 2 回理事会（5 月 17 日）において「47 都道府県委員会（仮称）」の設置とその「準備委員会」の立ち上げについて承認されたことを報告する。

1．「47 都道府県委員会（仮称）」の必要性

日本作業療法士協会は、平成 24 年 4 月 1 日に一般社団法人に移行した際、都道府県作業療法士会（以下、士会）や都道府県作業療法士会連絡協議会（以下、連絡協議会）は協会内部の組織ではないという理由から、それらの名称や位置づけを協会の定款や定款施行規則の中に記載するのは適切ではないとの指導を国や顧問弁護士から受けた。そのため協会は、諸規程や組織図から士会や協議会の規定や位置づけを削除せざるを得なかった。しかし、それは専ら法人移行に伴う手続き上の必要性からであって、作業療法士を取り巻く現実に対応し、国民の負託に応えていくためには、むしろ協会と士会は同じ作業療法士の職能団体として、これまで以上に密接に連携し、一丸となって事にあたっていかなければならない、との認識は変わらない。

折しも、直近の社会的要請として、認知症初期集中支援チーム、生活行為向上マネジメントなど、結果を出していかなければならない事業が増えており、これらに対して、協会と全国の士会が有機的にして取り組んでいくことが喫緊の課題となっている。そこで、諸規程に明記されなくなった不足を補い、両者の関係性を改めて確認し強化するために、協会と各士会との間で改めて協定を結ぶ方向が模索されてきた。

この点に対応するために、現連絡協議会役員との間で数回にわたる検討の機会をもった結果、改めて 47 都道府県の各士会との関係性を軸に据え、協会と各士会との協力によって今後の社会的要請に迅速に対応していくためには、このことを中心的な機能とする組織を協会の内部に設置することが最も有効であるとの結論に至った。

この新たな組織は、今までの連絡協議会の「連絡調整」機能を単に移管するのではなく、案件ごとに各士会と協会との具体的な協力体制を整える場と位置づけ、「47 都道府県委員会（仮称）」として、平成 27 年度から協会内に設置する方向で検討が開始されることとなった。

2．「47 都道府県委員会（仮称）」発足のための準備

「47 都道府県委員会（仮称）」を発足させる準備を行うにあたり、法人管理運営部門に士会担当理事が直轄する準備委員会を特設委員会として設置する。

1）準備委員会の活動期間

通常、当協会における特設委員会の活動期間は 2 年間であるが、平成 27 年度から「47 都道府県委員会（仮称）」が始動すべきであると判断し、準備委員会の活動期間を平成 26 年度末までとする。

2）準備委員会の構成

（1）委員長　1 名
（2）委　員　5 ～ 6 名

3）準備委員会の役割・内容

（1）「47 都道府県委員会（仮称）」の役割・位置づけの取り決め
（2）「47 都道府県委員会（仮称）」の機能の取り決め
（3）「47 都道府県委員会（仮称）」の運用（関連部局と）の取り決め
（4）「47 都道府県委員会（仮称）」の委員の構成の取り決め
（5）「47 都道府県委員会（仮称）」の開催時の取り決め
（6）その他、必要と考えられる事項の検討

3．現行の「協会―47 士会」で取り組んでいるその他の活動について

認知症初期集中支援チーム、生活行為向上マネジメントだけでなく、教育部における 47 士会の生涯教育制度推進委員の活動、広報部における各士会広報部との連携などにおいても各担当者からのご意見をいただきながら、効率性のよい仕組みを目指す。

4．その他

準備委員会での進捗状況については各士会へ随時、報告を行っていく予定であり、各士会からもご意見いただけると幸いである。

平成 26 年度 第 2 回 理事会抄録

日　時：平成 26 年 5 月 17 日（土）9：00 ～ 13：42
場　所：一般社団法人日本作業療法士協会事務所 10 階会議室
出　席：中村（会長）、山根（副会長）、荻原、香山、苅山、小林正、陣内、三澤（常務理事）、宇田、大庭、小川、小林毅、高島、谷、藤井、宮口（理事）、古川、長尾（監事）
理事会の求めによる出席：佐藤（委員長）、冨岡（WFOT 代表）、岡本（財務担当）、岩佐（都道府県士会連絡協議会会長）

Ⅰ．報告事項

1. **平成 26 年度定時社員総会への対応及び議長の紹介（佐藤総会議事運営委員長）**
定時社員総会の当日のスケジュール等の詳細を説明。今年度の議長、長倉寿子氏の紹介。
2. **平成 25 年度事業評価結果の確認及び社員総会での報告について（荻原事務局長）**
各部署から提出された事業評価結果について、来週月曜日までに最終確認をし、修正等があれば表に記載する。事業評価は社員総会で報告をする。
3. **平成 26 年度士会システム新規士会募集について（荻原事務局長）**
平成 25 年 12 月に未導入士会宛てに募集案内をした結果、栃木県作業療法士会より申込みがあった。38 士会が導入、未接続士会は 9 士会である。
4. **国土強靭化基本計画の来年度予算づくりに向けた協会提案について（中村会長）**
レジリエンスリーダー養成に向けて、JRAT（大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会）のリーダー養成をセットにし、JRAT の中の 1 つの事業として取り組み、予算請求もこの中に入れられるように厚労省に提案した。
5. **「2025 年からの作業療法を目指したグランドデザイン（ドラフト案 2）」について（中村会長）**
グランドデザイン部会に作業療法士の案として提出するため、ガイドライン実践指針を下地に項目をまとめた。5 月末までに意見をいただきたい。これに対し、グランドデザインには教育の視点も必要、作業療法士のポリシーを言う必要がある等、その他多くの意見が出された。
6. **介護給付分科会への対応について（中村会長）**
介護給付費分科会で関連団体にヒヤリングを行う。作業療法士協会は 7 月の予定である。認知症初期集中支援チーム、生活行為向上マネジメント、制度対策部に協会の提案内容の取りまとめを依頼。
7. **平成 26 年度診療報酬改定の要点（高島制度対策副部長）**
会員に向けた診療報酬改定の研修会の資料を補足したものが示された。内容については特にない。（苅山制度対策副部長）精神科は大きな改定はなかった。
8. **渉外活動報告**
苅山理事：リハビリテーション医療関連団体協議会に出席。
三澤理事：発達障害の支援を考える議員連盟の会合に参加。
中村会長：作業療法士の名称使用の実現に向け、チーム医療推進協議会長とともに医事課に要望書を提出した。
9. **第 16 回 WFOT 大会の準備状況について（山根 WFOT 大会実行委員長）**
参加登録者数は 4,613 名である。現在残っている 20 ブースを協会で買い取り、活動報告等のできる協会企画を検討している。
10. **日本作業療法士連盟報告（谷連盟担当理事）**
WFOT 大会でも連盟のブースを出展する。広報活動、リハ議連との提携、財政改善対策について検討中。
11. **訪問リハビリテーション財団報告（谷財団担当理事）**
気仙沼の新規訪問リハビリステーションの事業所の設置場所が決定した。

Ⅱ．審議事項

1. **「協会役員の常勤化」に関する会員意見公募の結果と意見への対応について（荻原事務局長）**
5 月 16 日までに 3 件の意見が寄せられ、意見に対する回答案について審議された。公募結果の提示方法はホームページ上とする。 **→ 承 認**
2. **「47 都道府県委員会（仮称）」設置に向けた準備委員会（特設委員会）立ち上げについて（宇田士会組織担当理事）**
協会が一般社団法人に移行した際に、都道府県作業療法士会や都道府県士会連絡協議会が定款等に表記できなくなったため、新しい体制を構築する必要が生じた。「47 都道府県委員会（仮称）」の設置に向けた準備委員会を立ち上げるための具体的な設置案を説明。 **→ 承 認**
3. **日本学術振興会「育志賞」候補者の推薦について（荻原事務局長）**
作業療法に関連する大学院の博士課程を持っている大学に推薦を依頼し 3 名の推薦があった。三役で検討した結果、1 名を決定し、協会長名で推薦する。 **→ 承 認**
4. **作業療法学会に関する「規程」「手引き」「組織図」「業務日程」及び「演題採択審査基準」について（小林正学術部長）**
学会の運営に関しては第 50 回大会より協会が主導して行うことが決定しているが、運営を円滑にするために「規程」等が新たに作成され、提案された。これに対し、①「都道府県連絡協議会」「支部」「ブロック」等の記載を修正する、②副学会長は 1 名を選出する、③開催地の会員に負担をかけずに学術運営委員会が中心に行うこと等が承認されたが、具体的な「規程」「手引き」等に関しては継続審議となる。 **→ 継続審議**
5. **第 51 回学会の会場と日程及び学会運営業者選定について（小林正学術部長）**
会場を東京フォーラムとし、日程は 9 月第 4 週の日曜日を最終日とする（2017 年 9 月 22 日～ 9 月 24 日）。また、運営業者への委託期間は明確に設定せず、必要が生じた場合に変更することが提案された。 **→ 承 認**
6. **制度対策部からの追加研修会の開催について（三澤制度対策副部長）**
作業療法重点課題研修として、追加の研修の予算と内容が示され、承認された。また、がんリハ研修会の参加費 15,000 円の設定が承認された。 **→ 承 認**
7. **会員の入退会について（荻原事務局長）**
会費未納による会員資格喪失後の入会希望者が 12 名。処理が終了している。死亡退会が 1 名。 **→ 承 認**

各部・室・事務局活動報告

学術部

【学術委員会】作業療法の定義改定に向けて会員に意見募集。事例報告登録制度の紹介記事を協会誌に掲載。作業療法マニュアル第 56 巻「子どもに対する作業療法」、第 57 巻「生活行為向上マネジメント」を発行。作業療法における生活行為向上マネジメントの位置付けを示しツールとともに HP に公開。学術データベースを完成させ運用を開始。【学術誌編集委員会】学術誌『作業療法』の複写管理を JCOPY に委託。学術誌に関する著作権ポリシーを学協会著作権ポリシーデータベース（SCPJ）に登録。WFOT 大会 2014 における『Asian Journal of Occupational Therapy』の広報資料を作成。【学会運営委員会】作業療法学会に関する規定、学会運営の手引き、学会組織図、業務スケジュール等を理事会審議（継続）。学会の演題審査基準を変更、第 49 回学会より適用することとした。第 51 回学会の会場を東京国際フォーラムに決定。

教育部

【養成教育委員会】学校養成施設指定規則等の検討結果の調整、臨床実習の手引き改訂の検討、第 49 回国家試験問題の分析等、臨床実習指導者研修の企画。【生涯教育委員会】認定作業療法士の徽章の追加作成、配付、専門作業療法士大学院連携の拡大検討、新規分野特定作業、VOD コンテンツ再収録完了。【研修運営委員会】平成 26 年度診療報酬改定に伴う追加研修会の企画調整、全国研修会（青森）申し込み開始。【教育関連審査委員会】WFOT 認定等教育水準審査のご案内、認定作業療法士取得研修認定審査の実施、資格認定試験作成依頼。

制度対策部

4 月 8 日、中村会長らと日本心臓リハビリテーション学会を訪問した。心大血管疾患リハ料における作業療法士の職名追記により、両団体は強固な連携を約束。当学会の理事長との共同声明文を発令する予定である。また、がんリハ料に対する適切な研修会に関しては、厚生労働省医療課への要望も行い、日本作業療法士協会主催の研修会が認められた（疑義解釈その 4 で明記）。来年度の介護報酬改定への要望では、三協会協議会の動きが活発になってきた。5 月上旬には要望書を完成し、日本リハ医療関連団体協議会との整合を図る。7 月上旬には、厚生労働省老健局へ提出予定だ。また、介護予防等における「作業療法士の名称使用について」の通知依頼は、厚労省医政局医事課へ引き続き訪問・提出している。国民の不利益にならないよう、協会・会員が一丸となって働きかける。

広報部

【広報委員会】認知症 DVD が完成し、配布準備へ。行政、家族会に配布予定、ホームページへのアップも準備中。作業療法啓発ポスター制作。Opera19 号制作開始、地方連携チーム、士会の広報活動に関する情報を収集するとともに、協会広報部の活動を定期的に報告。【公開講座企画委員会】国際福祉機器展（H.C.R.）の出展準備。

国際部

6 月 1 日に第 1 回国際部会を開催、2014 年の活動計画の確認。主に WFOT 大会でのブースの出展、WFOT 大会参加者に対するアンケート調査の実施、6 月 19 日に東アジア諸国との交流会、11 月 23 日に第 3 回国際交流セミナーの開催が決定。また、第 49 回日本作業療法学会（神戸市）において、国際シンポジウムを開催することも確認。今後、WFOT 大会も含めて JICA と協力し、国際交流・国際協力を推進していく。

災害対策室

WFOT 世界大会での災害支援活動ブースの出展に関する準備、運営。東日本大震災における災害支援活動報告書の発行。災害支援ボランティア登録システムの構築に向けた検討。

事務局報告

【財務】平成 26 年度定時社員総会（以下、社員総会）議案書に係る質疑への対応。会計事務所の協力を得て資料作成。【庶務】平成 26 年年度会費納入管理。新規入会者会員登録業務。社員総会に係る事前準備、当日受付、運営業務。事務局内の整備に関する検討。【企画調整】平成 25 年度事業評価の取りまとめ、社員総会での報告。【規約】社員総会にて定款変更、正会員の休会に関する規程改正、役員報酬等に関する規程改正について報告。【統計情報】平成 26 年度士会システム新規導入士会の募集に関する調整。【福利厚生】社員総会にて正会員の休会に関する規程改正について報告。【表彰】社員総会時の表彰式典の開催。日本学術振興会「育志賞」候補者の推薦手続き。【倫理】社員総会での除名決議に係る資料作成、総会後の対応。倫理問題事案の収集と対応。【総会議運】社員総会に係る事前準備、会場の最終調整、当日運営業務、結果の取りまとめと報告。次年度の総会会場の予約・準備。【選管】次期役員選挙・代議員選挙に向けた準備。【国内外関係団体連絡調整】第 16 回 WFOT 大会に向けた WFOT 本部、学会委託業者との連絡・調整。WFOT 役員会の会議補助。リハビリテーション・データベース協議会、リハビリテーション医療関連団体協議会、リハビリテーション三協会協議会、チーム医療推進協議会への対応。リハビリテーション教育評価機構等との連携・連絡調整・作業協力など。都道府県作業療法士会連絡協議会との連絡調整。宮城県気仙沼市に訪問リハビリステーション事業所開設に向けて、訪問リハビリテーション振興財団との連携・調整。

学術データベースの運用が開始される

学術部学術委員会

臨床の現場に勤務する会員諸氏が学会発表や論文執筆等の学術活動をする場合に、一番苦労するのは学術資料の収集ではないだろうか。そこで学術部学術委員会では、会員の学術活動に資するため、協会が管理する学術情報をデータベース化して公表する準備を進めてきた。そしてこの度、ようやく完成した学術データベースの運用を開始することとなった。

本学術データベースは、以下の３つのデータベースを統合したものとなっている。

①事例登録 DATABASE：事例登録システムに登録された合格事例を検索・閲覧することが可能

②学会抄録 DATABASE：第 40 回（2006 年）以降の学会抄録を各年単位で検索・閲覧することが可能

③学術論文 DATABASE：医学書院の Medical Finder を通して学術誌『作業療法』に掲載された学術論文を検索・閲覧することが可能、ただし検索・閲覧できるのは発刊から１年が経過しているもののみ

使用方法は、協会のホームページ右側のバナーの上から２段目の「学術 database」（キーボード入力の写真が背景：図）をクリックすると「WEB 版会員システム」の ID（会員番号）とパスワードの入力を求められるので入力する（パスワードを紛失した方は「WEB 版会員システム利用新規・変更通知」を事務局に提出し、事前に新規パスワードの交付を申請）。データベース選択画面に移行するので、ここで使用したいデータベースを選択する。なお③学術論文 DATABASE に関しては医学書院の Medical Finder でもう一度パスワードを求められるので、データベース選択画面の中央に赤字で書かれている Medical Finder 用のキーワードとパスワードを入力する。

本データベースによって、会員の皆様の学術活動がより活発になることを心より期待している。

図　日本作業療法士協会ホームページのトップページ

休会制度を一部改正

協会は昨年、休会制度を創設し（平成 25 年 5 月 25 日社員総会にて承認）、運用を開始したが、さらに今年、休会期間中に休会事由がなくなった場合に、年度半ばであっても途中復会することもできるように制度を一部改正した（平成 26 年 5 月 31 日社員総会にて一部改正）。以下に、改めて制度の概要全体を提示するとともに、今回の改正で補足されたり改正されたりした箇所を赤字で示すのでご確認いただきたい。（機関誌編集委員会）

◆休会制度の概要◆

【趣旨】 協会は、主に出産・育児、介護、長期の病気療養などを理由に、一時的に休職や退職を余儀なくされた会員の、収入がない（もしくは著しく減少する）状態への支援策として休会制度を創設しました。これまでは、会費を支払いながら会員に留まるか、退会するかの二者択一しかありませんでしたが、これからは、正会員の特例として会費を免除される休会という選択肢が加わることになります。

注意 この制度を利用して日本作業療法士協会を休会しても、自動的に都道府県作業療法士会を休会することにはなりません。都道府県では、休会制度を設けている士会と、休会制度を設けていない士会があります。休会制度を設けていない士会では、会員継続か退会かの選択が必要となりますし、休会制度を設けている士会でも、休会するために必要な手続きはそれぞれ異なります。詳細はご所属の都道府県作業療法士会の事務局にお問い合わせください。

【期間】 休会期間は 1 年度単位（4 月 1 日～翌年 3 月 31 日）とし、最大で 5 回まで、連続的もしくは断続的にとることが可能です。そして、休会期間中の 1 月 31 日までに延長手続きか退会手続きを行わない限り、翌年度の 4 月 1 日から自動的に復会することになります。

【義務の免除】 休会すると、その期間中の会費が免除されます。

【権利の停止】 休会すると、その期間中の次の権利が停止されます。

(1) 代議員選挙及び役員候補者選挙の選挙権及び被選挙権
(2) 社員にあっては社員総会での議決権
(3) 本会が主催する学会及び研修会への参加
(4) 作業療法士総合保障保険制度による賠償責任保険（基本プラン）への加入
(5) 機関誌、学術誌、その他協会発行物の受取

【申請手続】

前提条件

① 申請年度までの会費が完納されていること
② 過去の休会期間が 5 年間に達していないこと

提出書類

① 休会届（協会事務局に連絡し、所定の用紙を請求。これに必要事項を記入し、署名・捺印）
② 休会理由の根拠となる、第三者による証明書
　○出産・育児……出産を証明する母子手帳の写しなど
　○介護……要介護状態を証明する書類の写しなど
　○長期の病気療養……医師の診断書の写しなど
　○その他、一時的に休職や退職を余儀なくされ、収入がない（もしくは著しく減少する）状態となることの証明書類（職場の休職証明等）の写し
　※ご不明な点がありましたら協会事務局にお問い合わせください。
③ 認定作業療法士・基礎コース修了者の「期間延長届出書」（必要な方のみ）

提出期限

休会しようとする年度の前年度の 1 月 31 日まで

提 出 先

一般社団法人 日本作業療法士協会　事務局
〒 111-0042 東京都台東区寿 1-5-9　盛光伸光ビル 7 階

【復会にあたって】 休会期間中の 1 月 31 日までに延長手続きか退会手続きを行わない限り、翌年度の 4 月 1 日から自動的に復会することになります。復会時の次年度会費請求書等は一律自宅宛に発送し、それ以降の協会発行物も、本人による変更届の提出がない限り自宅宛に発送されます。

【途中復会を希望する場合】 休会期間中に休会事由がなくなり、年度途中であっても復会を希望する場合は、①協会事務局に連絡して「復会届」の用紙を請求し、これに必要事項を記入、署名・捺印して提出するとともに、②当年度の会費を納めることをもって、復会することができます。ただし、年度途中の予期せぬ復会となるため、時期によっては、上記の【権利の停止】に示された諸権利すべてが直ちに行使できるとは限りません。復会手続きが完了した翌日（その日が休業日に当たる場合は、休業日の翌日）から準備を始めて可能となる範囲でのみ行使できるものであることを、あらかじめご了承ください。

◆Q & A◆

Q１：出産・育児、介護、長期の病気療養以外の理由では休会できないのでしょうか？
A：休会制度は、一時的に休職や退職を余儀なくされた会員の、収入がない（もしくは著しく減少する）状態への支援策として創設されたものですので、上記以外の理由で、やはり同じような状態に陥る場合に関しては、そのつど理事会が判断をします。

Q２：休会と退会はどこが違うのでしょうか？
A：休会は正会員の特例として定められていますので、休会しても正会員としての籍は残ります（ただし、休会期間は協会の在籍年数には算入されません）。これに対して退会してしまうと正会員ではなくなり、再び正会員になるには入会手続きや入会金が必要になります。

Q３：１年間より短い期間の休会、あるいは年度途中からの休会も可能でしょうか？
A：いずれも、そのような区切りで休会することはできません。当協会の会費は年会費であり、会員資格も年度単位となっています。いちど年会費を支払えば、その年度については４月１日から翌年３月31日まで会員の資格が継続する仕組みです。したがって休会も年度単位となり、手続きを行った年度の次年度（４月１日から翌年３月31日まで）が休会期間となります。

Q４：休会期間中に受講した、協会主催以外の学会・研修会等の受講履歴やポイントは有効になるのでしょうか？
A：無効です。休会期間中は、協会主催の学会・研修会等に参加すること自体ができないほか、協会主催以外の学会・研修会等については、そこに参加することはできても、その受講履歴を生涯教育ポイントに算入することはできません。

Q５：休会期間中、生涯教育の有効期間はどのようになるのでしょうか？
A：生涯教育制度における認定作業療法士、基礎研修修了等の「5年間」という有効期間は、休会期間も含めて経過します。しかし休会申請時に、所定の「認定作業療法士・基礎コース修了者の期間延長手続き」を同時に行えば、1回の休会につき有効期間を１年間延長することもできます。

Q６：休会期間中、協会が主催する研修等はまったく受講できないということでしょうか？
A：非会員として受講することは可能です。したがって、非会員参加費をお支払いいただくことになり、生涯教育ポイントの取得はできません。

Q７：休会期間中も機関誌だけ、あるいは学術誌だけ読みたいのですが？
A：いずれも別途申し込むことによって購読することができます。
(1) 機関誌『日本作業療法士協会誌』→１冊500円、年12冊なら6,000円（いずれも税・送料込）。お申込は、①氏名、②送付先・請求先住所、③電話番号、④購読希望号数（第○号～第○号）、⑤各号あたりの冊数、を明記の上、FAXで協会事務局までお送りください。FAX番号 03-5826-7872
(2) 学術誌『作業療法』→１冊1,365円（税込）、年６冊の年間予約購読なら8,700円（税･送料込）。お申込は、販売を代行している（株）協同医書出版社までご連絡ください。電話番号 03-3818-2361

Q８：「休会理由の根拠となる、第三者による証明書」の提出が休会申請時（1月31日まで）に間に合わない場合は、どうしたらいいでしょうか？
A：まず休会届だけ先に提出してください。それと同時に協会事務局にご一報いただき、いつまでに証明書の提出が可能か等についてご相談ください。休会期間中の１月31日までに（申請時の１月31日ではありません。つまり申請を締め切ってから１年後までに）証明書が提出されない場合は会員資格を喪失することになりますのでご注意ください。

Q９：休職した年度の途中で職場復帰できることになった場合、会員としても年度の途中で復会することはできないのでしょうか？
A：休会期間中に休会事由がなくなり、年度途中であっても復会を希望する場合は、①協会事務局に連絡して「復会届」の用紙を請求し、これに必要事項を記入、署名・捺印して提出するとともに、②当年度の会費を納めることをもって、復会することができます。ただし、年度途中の予期せぬ復会となるため、時期によっては、前ページの【権利の停止】に示された諸権利すべてが直ちに行使できるとは限りません。復会手続きが完了した翌日（その日が休業日に当たる場合は、休業日の翌日）から準備を始めて可能となる範囲でのみ行使できるものであることを、あらかじめご了承ください。
　なお、会員資格が年度単位であることから、休会も年度単位でとることになります。職場は一時的に休職するとしても、次年度の途中で復職することがあらかじめ想定されており、復職と同時に会員資格が有効となることを希望されるような場合は、休会せずに会員資格を継続させた方が（会費の額が変わらない一方、会員の諸権利が継続され、手続きも少なくて済む分）いいかもしれません（図参照）。各自の事情を勘案し、よく検討した上で申請してください。

図　休「職」期間と休「会」期間との兼ね合いの一例

一般社団法人 日本作業療法士協会

正会員の休会に関する規程

平成 25 年 5 月 25 日
平成 26 年 5 月 31 日

（趣　旨）

第 1 条　この規程は、一般社団法人日本作業療法士協会（以下、本会という）の正会員の特例としての休会に関し必要な事項を定めるものとする。

（休会理由）

第 2 条　正会員は、次の各号の理由により休会することができる。

(1) 出産・育児、介護
(2) 長期の病気療養
(3) その他理事会において承認された理由

（期　間）

第 3 条　休会期間は、1 年度単位とし、理事会において休会が承認された日の属する年度の翌年度 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

2　休会は、最大で 5 回を限度とし、連続的若しくは断続的にとることができる。

（条　件）

第 4 条　正会員は、次の各号の条件を満たし、毎年 2 月 1 日から 3 月 31 日までの間に開催される理事会において承認を得ることによって休会することができる。

(1) 理事会が定める休会届（別記第 1 号様式）に必要事項を記入し、休会しようとする年度の前年度の 1 月 31 日までに会長に提出すること
(2) 休会理由の根拠となる、第三者による証明書（様式は問わない）を前号の届に添付すること。但し、前号の届出時点で証明書の提出が間に合わない場合は、遅くとも休会期間内の 1 月 31 日までに提出

すること
(3) 休会しようとする年度の前年度までの会費が完納されていること
(4) 過去の休会期間が通算5年度に達していないこと

(義務の免除)
第5条　休会する正会員は、理事会によって承認された休会期間の会費納入が免除される。

(権利等の停止)
第6条　休会する正会員は、次の各号の権利が停止される。
(1) 代議員選挙及び役員候補者選挙の選挙権及び被選挙権
(2) 社員にあっては社員総会での議決権
(3) 本会が主催する学会及び研修会への参加
(4) 作業療法士総合保障保険制度による賠償責任保険(基本プラン)への加入
(5) 機関誌、学術誌、その他協会発行物の受取

(会員履歴等の取扱い)
第7条　休会期間は、正会員としての在籍年数に算入されない。
2　休会期間中の研修受講履歴は無効とする。

(復　会)
第8条　休会した正会員は、第9条に規定する休会延長若しくは第10条に規定する退会の手続きを行わない限り、翌年度から自動的に復会する。
2　休会中の正会員で、年度途中からの復会を希望する者は、理事会が定める復会届(別記第2号様式)に必要事項を記入して会長に提出し、当年度の会費を納めることをもって復会することができる。但し、第6条の各号に示した諸権利は、復会手続きが完了した翌日(その日が休業日に当たる場合は、休業日の翌日)から準備を始めて可能となる範囲でのみ行使できるものとする。

(休会延長)
第9条　休会中の正会員で、引き続き翌年度も休会を希望する者は、当該休会期間内の1月31日までに、理事会が定める休会届(別記第1号様式)及び休会理由の根拠となる、第三者による証明書(様式は問わない)を会長に提出し、毎年2月1日から3月31日までの間に開催される理事会において休会の承認を得ることによって休会を延長することができる。但し、当該休会期間が5回目である場合は、休会の延長は認められない。
2　休会延長が理事会で承認されなかった場合、休会中の正会員は、理事会が指定する期限内に第10条に規定する退会の手続きを行わない限り、翌年度から自動的に復会する。

(退　会)
第10条　休会中の正会員で、当該休会期間の終了をもって退会を希望する者は、当該休会期間内の1月31日までに、理事会が定める退会届(定款施行規則別記第3号様式)に必要事項を記入し、会長に提出することとする。

(会員資格の喪失)
第11条　休会中の正会員で、当該休会期間内の1月31日までに、第4条2号に規定する証明書を提出しなかった者は、当該休会期間の年度末をもって会員資格を喪失し、会員番号・会員履歴・生涯教育履歴等の会員情報もすべて消失する。

(規程の変更)
第12条　この規程は、社員総会の決議によって変更することができる。

附則
1　この規程は、平成25年5月25日より施行する。
2　この規程は、平成26年5月31日より一部改正して施行する。

別記第1号様式　休会届
別記第2号様式　復会届
(※「休会届」「復会届」の用紙は協会事務局にご請求ください)

別記第１号様式（第４条第１号関係）

休　　会　　届

（　新規・延長　）

一般社団法人 日本作業療法士協会　会長

……殿

私は、このたび以下により休会いたしたく、休会届と証明書類を提出いたします。（※１）

休会理由	出産　育児　介護　長期の病気療養 その他（　　）
証明書類（※２）	
休会期間（※３）	年４月１日　～　年３月31日
現在の勤務先に関するデータ	□　会員名簿（会員管理システム）から削除する □　会員名簿（会員管理システム）に残しておく

年　　月　　日

会員番号……

氏　　名……印

〒……

自宅住所

……

※１　この届を提出しても都道府県作業療法士会を休会することにはなりません。詳細はご所属の士会にご確認ください。
※２　添付する証明書類の名称を具体的に記載してください。
　　【記載例】「母子手帳」、「診断書」など
※３　休会期間は申請した年度の翌年度１年間（４月１日から翌年３月31日まで）となります。
　　【記載例】2000年１月31日申請の場合は、「2000年４月１日～2001年３月31日」

別記第２号様式（第８条第２号関係）

復　　会　　届

一般社団法人 日本作業療法士協会　会長

……殿

私は、今年度（平成　　年度）より復会いたしたく、本状をもって復会を希望いたします。
また、復会にあたり以下のことを承諾いたします。

記

１．復会は、年会費の入金が確認された日とする。

２．停止中の権利等については、復会日の翌日から行使できるものとする。

年　　月　　日

会員番号……

氏　　名……印

自宅住所　〒……

……

一般社団法人 日本作業療法士協会

災害支援ボランティア受け入れマニュアル

目　次

Ⅰ　はじめに
Ⅱ　災害支援ボランティアについて
Ⅲ　平時における準備
Ⅳ　災害発生時の対応
Ⅴ　災害支援ボランティアを受け入れるにあたり
Ⅵ　資　料

Ⅰ　はじめに

このマニュアルは、一般社団法人日本作業療法士協会（以下、本会）が策定した大規模災害時支援活動基本指針（以下、基本指針）に沿って作成されたものである。基本指針では、日本国内で大規模災害が発生した際に、本会と被災都道府県作業療法士会（以下、被災士会）が連携し、被災した会員及び一般市民への災害支援活動を迅速且つ円滑に行うことを目的とする。

ここでは、一般社団法人日本作業療法士協会災害支援ボランティア（以下、災害支援ボランティア）として本会より派遣される会員の受け入れについて示す。

Ⅱ　災害支援ボランティアについて

1. 災害支援ボランティアとその役割

災害支援ボランティアは、基本指針に基づき、主に第2次の対応（目安：発生後1週間～1ヶ月程度）から第4次対応(6ヶ月～1年程度)で派遣される。その役割は、現場の必要性や要請に基づいた、「作業療法」の範疇にとどまらない様々な活動を行うことも想定される。災害支援活動という特殊性や、現地の状況についてよく理解し、臨機応変に対応することが求められる。

なお、本会が派遣するボランティアは、公益を目的に社会貢献活動をする個人のことを指し、ボランティアの4原則（自発性、無償性、利他性、先駆性）を前提とする。

2. 災害支援ボランティア活動における本会の対応

本会は、平時より災害支援ボランティアを登録制にし、必要に応じて研修等を行い、災害時に遅延なく災害支援ボランティアを派遣できる体制を整えておく。

災害発生時、本会は現地の被災状況を把握し、災害支援ボランティアの派遣について被災士会と連絡調整を行う。派遣が必要な場合は、災害支援ボランティアに登録している会員と連絡をとり、速やかに派遣できる体制をとる。

3. 現地における災害支援ボランティア活動

現地に派遣された災害支援ボランティアは、被災地本部を中心とした現地コーディネーターの活動指示に従う。

Ⅲ　平時における準備

1. 各県作業療法士会は、災害対策室で常時募集している災害支援ボランティアに登録情報を確認しておく。
2. 広く災害活動に関する情報を収集する。
3. 本会の基本指針を読み理解する。
4. 本マニュアルを読み理解する。
5. 関連する研修会等に県士会として派遣する。
6. 災害を想定し、支援ボランティアを受け入れる体制を整えておく。

Ⅳ　災害発生時の対応

1. 災害支援ボランティア受け入れまでの流れ

1）被災地本部は、被災状況に関する情報を収集するとともに、各関係機関との連絡調整を行う。
2）被災地本部は、被災状況および支援状況を確認し、作業療法士による支援が必要であるかどうかを判断する。
3）作業療法士による支援が必要と判断された場合は、災害支援ボランティア派遣の期間、人数等を協議し決定した上で、連絡調整室に災害支援ボランティア派遣要請を行う。
2）連絡調整室は、登録されている災害支援ボランティア（追加募集者を含む）に、活動可能な時期、期間、交通手段、連絡方法等の調査を行う。
3）調査結果を受け、災害対策本部で派遣者を決定する。
4）被災地本部は、連絡調整室より通知を受けた派遣者名を現地コーディネーターに通知する。
5）現地コーディネーターおよび被災地本部は被災地支援活動に必要な情報を収集し、連絡調整室を通して災害支援ボランティアに提供する。

2. 現地での流れ

1）被災地本部は、災害支援ボランティアを受け入れ、現地コーディネーターとの連絡方法、初日の集合場所時間、現地までの経路、移動の仕方、宿泊先等の基本的なオリエンテーションを行う。

2）現地コーディネーターは、日程、派遣先、活動内容、非常時の連絡方法、避難経路の確認等支援活動についてのオリエンテーションを行う。

3）災害支援ボランティアが複数名の場合、ボランティア同士の確認、宿泊先、互いの活動予定、連絡先の確認等情報共有できるように支援する。

4）災害支援ボランティアが次の災害支援ボランティアに支援活動の申し送りをする際には、可能な限り同席する。

5）現地コーディネーターは災害支援ボランティアが作成した活動報告や記録等を受け、現地の関係者に繋ぐ。

3. 受け入れ後に行うこと

1）被災地災害対策本部は連絡調整室に報告書、経費等を提出する。

2）必要に応じ、職場、地域、学会等で報告をする。その際には、表現内容に注意し誤解のないように努める。

4. ボランティア受け入れの流れ

●災害発生時における災害支援ボランティア受け入れの流れ（フローチャート）を被災都道府県士会災害対策本部事務局（以下、被災地本部）と現地コーディネーターに分けて示す。

被災地本部 災害発生時	情報収集・各関係機関との連絡・調整 現地の被災状況および支援状況を確認　災害支援ボランティア派遣の必要性を判断 ↓ 派遣が必要な場合 時期・期間・人数等を検討 本会の連絡調整室へ支援要請と被災地の情報提供 ↓ 連絡調整室より派遣時期・期間・人数の連絡を受ける ↓ 現地コーディネーターとの連絡・調整 連絡調整室へ現地での予測される生活状況について、メール等で情報提供（衣食住、気候、飲食店やインフラの復旧状況） 連絡調整室からの問い合わせに対応 ↓ 災害支援ボランティアの受け入れ 現地コーディネーターから報告を受ける 状況に応じて、再支援要請

※被災地本部の役割

・基本的なフローチャートは示すが、被災および支援状況に応じて臨機応変に対応する。

・災害支援ボランティアの宿泊施設、移動手段を確保する。

・災害支援ボランティアの交通費は宿舎から支援活動場所間の移動のためにかかった移動距離で算出し、各県士会（日本作業療法士協会の支援金）から支出する。
（ガソリン代例：1L ×移動距離 ÷ 10 で算出。【例】140 円× 20km ÷ 10=2,800 円）

・食費も各県士会（日本作業療法士協会からの支援金）から支出する。
（食費例：1 日 1,500 円（1 食 500 円）×活動日数）

・交通費および食費は後日、各県士会から災害支援ボランティアの銀行口座へ振り込む。
そのため、災害支援ボランティアから振込先の口座番号を聴取しておく。

現地コーディネーター 災害発生時	現地の被災状況および支援状況を把握 被災地本部、各関係機関との連絡・調整 被災地本部から災害支援ボランティア派遣に関する連絡を受ける （時期、期間、人数） ↓ 被災地本部・災害支援ボランティアとの顔合わせ オリエンテーション （日程・派遣先・活動内容・非常時の連絡・避難経路等の再確認） 災害支援ボランティア同士の申し送りに参加 （宿泊先、互いの活動予定の確認） ↓ 災害支援ボランティアへ現状および活動内容を説明 活動日前後に行われる現地の情報交換会へ必要に応じて参加 現場へ誘導 ↓ 災害支援ボランティアから活動報告を受ける ↓ 被災地本部へ報告

※現地コーディネーターの役割

・基本的なフローチャートは示すが、被災および支援状況に応じて臨機応変に対応する。

V　災害支援ボランティアを受け入れるにあたり

災害支援ボランティアを受け入れるにあたり、基本的

には災害支援ボランティア活動マニュアルを熟読し、災害支援ボランティアが派遣される際の準備状況を確認しておく必要がある。

以下に災害支援ボランティアが基本的に持参するものを挙げるが、派遣先の状況に応じて、持参すべき持ち物や心構えを伝えることも重要となる。

●災害支援ボランティアの基本的な持ち物

①活動時の基本的な持ち物 （場合によって、現地で支給される物もあり）
□身分を証明するもの（名札・ビブス等）
□筆記用具等の文房具
□保険証・運転免許証
□タオル・ハンカチ
□ティッシュペーパー
□手袋（軍手・ゴム手袋）
□食糧（非常食も含む）
□現金
□携帯電話
□防寒具
□雨具
□帽子
□マスク
□常備薬
□腕時計
②宿泊にあたり持参するもの
□寝袋・毛布等の寝具（宿泊できる場の状況による）
□宿泊期間に合わせた、衣食住に必要なもの
③あると便利なもの（状況に応じて用意しておくとよいもの）
□健康状態のチェックに必要なもの（血圧計、体温計、聴診器）
□記録用カメラ
□申し送り作成のためのパソコン
□プリンター
□懐中電灯
□ラジオ
□長靴
□バケツ
□シャベル
□バール
□のこぎり
□ジャッキ

※活動時の服装は、指定されている場合を除き、現地の気候に応じた動きやすい服装にする。
※名札・ビブスは災害対策本部で準備される。但し、被災士会で準備されたものを使用した方が良い場合もあるため、状況に応じて適切なものを使用する。
※携帯品は災害の種類や規模、活動場所や時期・期間によって異なることに留意する。
※上記の表は災害支援ボランティア活動マニュアルにも記載されている。

Ⅵ　資　料

＜用語集＞

●ボランティア

「ボランティア」とは、自発的に、報酬を目的とせず、公益を目的に社会貢献活動をする人（個人）のことをいう。

ボランティアの特徴として、前述した1「自発性（強制ではない）」2「無償性（報酬を目的としない）」3「利他性（私益を目的としない）」に加えて、日々変化する地域の問題に対し、誰よりも早く問題解決に取り組むという、4「先駆性」を挙げることができ、この4つを「ボランティアの4原則」という。

また、様々な団体がボランティア活動を展開しているが、法的な位置づけは明確ではない。

●災害対策室

一般社団法人日本作業療法士協会　定款施行規則には以下の3点が定められている。

①大規模災害発生時及び復興時の支援活動に関すること
②大規模災害を想定した平時の支援体制の整備に関すること
③その他災害対策に関すること

基本指針には以下のように記載されている。「平時は作業療法士による災害支援活動に係る各種マニュアルの作成・更新、研修等の企画立案、災害支援ボランティアの登録・更新、都道府県作業療法士会との連携、他団体との連携など災害時支援体制の整備を行う。

「災害発生時は災害対策本部の指示に基づき、災害対策室長の指揮下、被災都道府県作業療法士会と密接に連携し、本会が行う災害支援活動を企画立案して災害対策本部に上程し、その実施にあたっては工程管理を行い、その最終的な結果を災害対策本部に報告する」。

また、災害発生時の具体的な対応については、大規模災害時支援活動基本指針を参照。

詳細は一般社団法人日本作業療法士協会災害対策本部規程を参照。

●日本作業療法士協会災害対策本部（略：災害対策本部）

基本指針には「災害発生時に設置し、日本作業療法士協会としての対応方針や支援策を審議・決定する」と記載されている。災害発生時の具体的な対応については、基本指針を参照。

●日本作業療法士協会災害支援対策本部　連絡調整室（略：連絡調整室）

基本指針には「災害発生時に設置し、情報収集及び支援活動の事務処理にあたる」と記載されている。主な役割は、①各関係機関との連絡・調整、②被災地本部との

連絡・調整、③災害支援ボランティアとの連絡・調整、の３点である。災害発生時の具体的な対応については、基本指針を参照。

●被災都道府県士会災害対策本部事務局（略：被災地本部）

災害発生時に設置される。災害支援ボランティアの受け入れにあたり、①本部調整室との連絡・調整、②現地コーディネーターとの連絡・調整、③現地都道府県および市町村との連絡・調整、の３点が主な役割となる。

●現地コーディネーター

災害支援ボランティアの受け入れにあたり、被災地における情報の収集・調整・発信に関して中心的な役割を担う作業療法士。災害発生時の主な役割は、①現地の被災状況および支援状況を把握、②被災地本部や現地市町村、各関係機関との連絡・調整、③災害支援ボランティアへの具体的な活動指示、の３点である。

＜防災・減災に役に立つ情報＞

・総務省消防庁

http://www.fdma.go.jp

※サイト内の e-college では、救急処置、救命処置、救命手当などが無料の動画で学べます。地域防災の話も掲載されています。

http://open.fdma.go.jp/e-college/kiso/03/kiso03.html

・気象庁ホームページ

http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/eq/index.htm

＜平時と災害発生時の対応図＞

＜一般的な支援活動記録（日報・申し送り）例＞

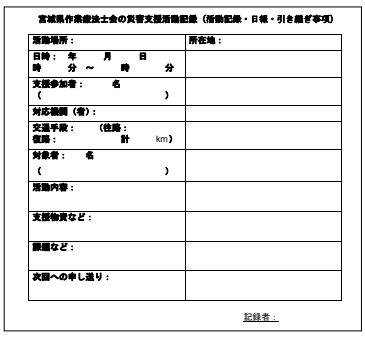

宮城県作業療法士会の災害支援活動記録（活動記録・日報・引き継ぎ事項）

活動場所：	所在地：
日時：　年　月　日 時　分 ～ 時　分	
支援参加者：　名 （　）	
対応機関（宿）：	
交通手段：　（往路： 復路：　計　km）	
対象者：　名 （　）	
活動内容：	
支援物資など：	
課題など：	
次回への申し送り：	

記録者：

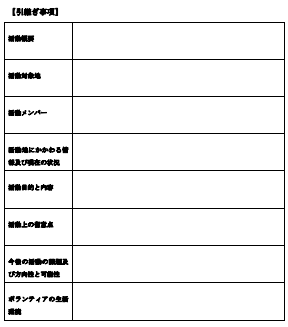

【引継ぎ事項】

活動概況	
活動対象地	
活動メンバー	
活動地にかかわる情報及び関係者の状況	
活動日時と内容	
活動上の留意点	
今後の活動の課題及び方向性と可能性	
ボランティアの生活環境	

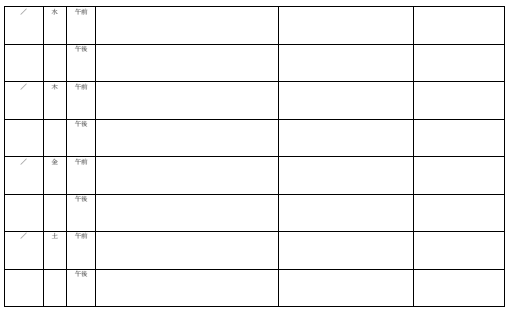

／	水	午前			
		午後			
／	木	午前			
		午後			
／	金	午前			
		午後			
／	土	午前			
		午後			

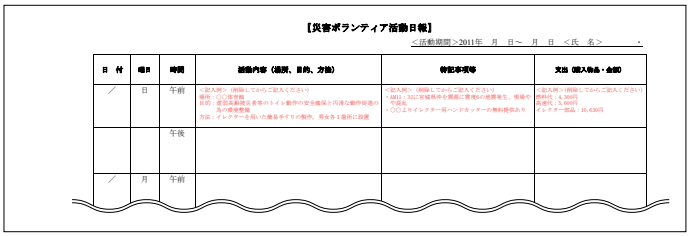

【災害ボランティア活動日報】

＜活動期間＞2011年　月　日～　月　日　＜氏　名＞

日　付	曜日	時間	活動内容（場所、目的、方法）	特記事項等	支出（購入物品・金額）
／	日	午前	＜記入例＞（削除してから ご記入ください） 場所：○○公民館 目的：避難所被災者等のトイレ動作の安全確保と可能な動作促進のための環境整備 方法：イレクターを用いた簡易手すりの製作、男女各１箇所に設置	＜記入例＞（削除してから ご記入ください） ・ABLI：2次に宮城県内を襲撃に震度6の地震発生、現場が混乱 ・○○とライレクター用ハンドルッターの無料提供あり	＜記入例＞（削除してから ご記入ください） 資材代：4,300円 食費代：3,000円 インクター部品：10,630円
		午後			
／	月	午前			

障害福祉領域における作業療法（士）の役割に関する意見交換会

実施報告

制度対策部 障害保健福祉対策委員会
障害者総合支援法関連チーム

当チームは、作業療法士の活動領域の確保と配置促進等に関する意見要望書の作成・提出にあたり、過去実施したアンケート調査等をもとに、障害福祉領域における作業療法（士）の役割をまとめてきたところであるが、効果的な要望活動、意見具申等を行うにあたっては、より具体的な作業療法実践事例の集積が必要であるとのことから、特に地域において先駆的な取り組みを実践している事例に関し、平成24年度から現地での聞き取り調査を行っている。

そして、全国8ヵ所における聞き取り調査のまとめとして、調査対象者が一堂に会し、各事業所の特性や活動等について意見交換を行うことで共通する役割や課題を抽出し、今後の同領域における作業療法士の配置促進に必要な課題を明確にするとともに、同領域における会員相互のネットワーク構築の機会とすることを目的として、平成26年1月18日に当協会事務所301会議室において意見交換会を行った。なお、調査対象者のうち坂本将吏氏は都合により参加できなかったため、7名の会員にそれぞれの取り組みを発表していただいた。

当日は、全国各地から障害福祉領域で作業療法に携わる、あるいは関心のある35名の会員が参加し、発表者の話に耳を傾けるとともに現場での作業療法士としての役割や課題等について語り合った。また、意見交換会後に行った懇親会は、日ごろ障害福祉領域の作業療法士にあまり出会うことのない会員にとって貴重な相互交流の場になったようである。当チームでは、今後も「第二次作業療法5ヵ年戦略」に基づき、同領域における作業療法士の活躍の場を確保するためにもこうした取り組みを継続していく。

以下、調査対象事業所の概要と意見交換会の参加者アンケートについて報告する。

1. 各事業所の紹介
（1）宮崎 宏興 氏（兵庫県・NPO法人 いねいぶる）…… 21頁
（2）西上 忠臣 氏（広島県・NPO法人 ちゃんくす）…… 22頁
（3）峰野 和仁 氏（静岡県・社会福祉法人 復泉会　KuRuMiX）…… 24頁
（4）仲地 宗幸 氏（沖縄県・株式会社NSP　キングコング）…… 25頁
（5）遠藤 真史 氏（栃木県・NPO法人 那須フロンティア）…… 27頁
（6）大田 兼寛 氏（福岡県・社会福祉法人 敬愛会　相談支援センターみらい）…… 28頁
（7）野々垣 睦美 氏（神奈川県・NPO法人 脳外傷友の会ナナ　クラブハウスすてっぷなな）30頁
（8）坂本 将吏 氏（沖縄県・NPO法人 沖縄青少年自立援助センター　ちゅらゆい コミュッと！）31頁

2. 参加者アンケート結果
Q1. 参加者自身について、障害福祉領域との関わり …… 33頁
Q2. 意見交換会開催を知った経緯 …… 33頁
Q3. 参加理由 …… 33頁
Q4. 作業療法士が障害福祉領域、特に地域において活躍できるようにするため、
今後の協会の取り組みについて望むこと…… 33頁
○その他ご意見および後日メールでいただいたご感想（抜粋）…… 33頁

1．各事業所の紹介

（地図中の●県庁所在地、★事業所所在地）

NPO 法人　いねいぶる

兵庫県たつの市

地域特性

たつの市は北側は山地が広がり、南は瀬戸内海に面し、南北に貫く形で揖保川が流れており、自然環境に恵まれた地域になっている。

国指定史跡の新宮宮内遺跡、国指定重要文化財の賀茂神社、龍野城と城下町に連なる古い町並み、国指定重要文化財の永富家住宅等の建築物などの歴史的資源も多い。

手延素麺や醤油醸造、皮革産業、かばん産業といった地場産業に加え、ハイテク産業、電機産業、農業も盛んに行われており、国際的な科学公園都市を目指した整備を進めている。210.93㎢の面積に人口は 78,914 人*。障害者手帳所持者は、療育手帳 624 人、精神保健福祉手帳 269 人、身体障害者手帳 3,004 人。生活保護者数は 328 人、248 世帯**。

*平成 24 年度兵庫県　　**平成 23 年度たつの市

事業所概要

同じ地域に暮らす市民として、障害の有無を問わず「働き」「住み」「喜び」「苦労し」「出会い」「回復【成長】する」ことが希望や尊厳をもってできるようになる（enable: いねいぶる）社会を目指した活動を推進することを目的に、平成 16 年「特定非営利活動法人いねいぶる」を設立。たつの市からの委託事業である地域活動相談支援センターをはじめ、相談支援、就労移行、就労継続、共同生活援助、家族会、ピア活動、メンタルヘルス障害予防（自殺対策）事業、生活困窮者対策支援（生活保護）、認知症初期集中支援事業など幅広く事業展開している。同法人に所属する職員は、作業療法士（各事業所で計 9 名）、精神保健福祉士、看護師、調理師、家族、当事者（ピアサポーター）で、作業療法士との比率は半々である。統合失調症、高次脳機能障害、うつ病、発達障害などほとんどの障害に対応している。

調査対象者　宮崎 宏興 氏

富山県出身。平成 9 年、精神科病院のリハビリテーション部門開設等を担当し 8 年間勤務。平成 11 年、精神障害者家族会および作業所運営の支援を目的に市民団体「障害者にとって意味のある社会参加を推進する会」設立。平成 16 年「特定非営利活動法人いねいぶる」を設立し現在に至る。現在 NPO 法人いねいぶる理事長、たつの市地域活動相談支援センター所長、兵庫県健康対策委員会委員、兵庫県職親会理事、兵庫県セルプセンター理事、西播磨圏域自立支援協議会委員長、たつの市自立支援協議会委員、龍野公共職業安定所精神障害者雇用トータルサポーターなどを務める。

特　徴

●地域活性化の一翼を担う

超高齢化の進む、たつの市の町おこしを「NPO 法人啓蟄塾」として住民と共に進めている。このなかで、障害者を町おこしの人の軸とし、障害者の就労を町おこしの場と位置づけ、地域の活性化を図っている。

●双方のメリットを生み出す仕組みの創出

職場開拓はできるが障害者の対応に困り就職につなげにくいハローワーク、就職させたい人はいるが職場開拓が難しいいねいぶる、お互いの業績を上げるため、いねいぶるからハローワークに職員を出向させている。ハローワークが職場開拓し、いねいぶるが求人に合いそうな人を見つけ働ける状態にもっていく。リアルタイムで障害者の就労に結びつける仕組みを創出した。

●障害者に本当に必要な支援を創出する

グループホームで利用者の生活が定着したら、グループホームの指定を解除し、そこでそのまま住んでもらい、グループホームを他の場所に新たにつくること。ピアサポバンク（ピアサポーターやピアヘルパー登録）で特定の人に責任が集中せず幅広いニーズに応える仕組みが必要と考え播磨ピアサポ連絡協議会をつくること。就職後に孤立することがある障害者の居場所支援としてアフターワークの会をつくることなど、個人ニーズから地域定着に本当に必要な支援を数多く創出する。

● NPO 法人としての役割

まちづくりを進めるためには行政と住民活動が一緒に取り組むことが大切であると考え、NPO 法人として活動している。地域活動支援センターの運営等の障害福祉サービス事業だけでなく、自立支援協議会の活用、市町事業としての巡回相談や教育的活動など、たつの市が主体となり推進する活動を協働している。

作業療法士の視点・役割

●結果よりもプロセスを重視

「見る・聞く・居るだけ大歓迎！」という周辺的参加の保障を大切にしている。

新しい場面に参加するときはこちらから丁寧に説明するのではなく、周りで見ていたり一緒にいたりする中から自発的に見て、学んで、生活に溶け込むようになる過程を大事にしている。

普段の活動や行事では、段取りや準備、実施に至るまでの過程を利用者が主体的に体験できるようにしている。その体験を繰り返し積み重ねることで、誰にでも必要な報告・連絡・相談、意見の折り合いを図るといった働くための姿勢がつくられていく。その延長線上に就労支援がある。

●孤立させない、つながりをつくる

事業所は市内に分散しているが、みんなとやり取りをする機会を意図的に組み込んでいる。朝夕２ヶ所に集まることや、連絡ノート、掲示板の活用などで、自分のことを話す、誰かと何かをする、ただ一緒にその場にいる機会となり、安心感が生まれ孤立しない。

●多職種協働の視点

地域の関係機関・団体などと協働できないと地域移行がうまくいかない。自分ができるからといって自分で抱え込むのではなく、地域の関係機関など分け隔てなく一緒に取り組むことが大切である。

初回訪問は、関係する他職種スタッフと一緒に同じ事象を見るようにしている。そうすることで２回目以降の継続的・効果的な連携が可能となる。

想　い

●個別支援の根本は、自発性が芽生えるプロセスや過程を経験することである。また、現行の障害福祉では支えきれないニーズに応える事業を創出することである。

●作業療法をするために必要なことは、作業療法ができる状況をつくることである。また、専門家だけが提供できる方法とせず、巡回講座や当事者活動を通じて作業療法やリハビリテーションができる市民を多く育て、CBR（Community Based Rehabilitation）を実践していくよう心掛けている。

●多職種と協働するために必要なことを学び、チームとして機能できる作業療法士を養成していく必要がある。

●支援する側と支援される側をなるべくつくらない、当事者との関係性を大切にしている。

●いねいぶるの活動は、本来は行政が直営で行うべき社会保障の体制整備という面もある。しかし現状では、行政主体の方法では、障害者支援のノウハウ、維持管理、適切な人材確保、地域支援体制システムの構築が難しいため、いねいぶるがそれらを包括できる仕組みを作り上げ実績を基に行政施策に引き継いでいけることが最終目標である。

NPO 法人　ちゃんくす

広島県三原市

地域特性

三原市は広島県南東部に位置し、面積 471㎢、人口約 10 万人の都市である。高度成長期には栄えた三原駅周辺は高齢化し（高齢化率 38.6％）、商店街はシャッター街となっている。

事業所概要

主な事業は、利用者の得意なことややってみたいこと（作業）に着目して、長所を伸ばす日中活動の場、利用者や家族からの相談、まちづくり活動を通じて、駅前近隣の住民の作業に焦点をあてた活動である。事業は法律の枠組みで実施せず、実費や行政や民間の委託費などにより運営している。実費の料金設定は、初回評価が 8,000 円、１日の利用が時間を問わず 2,500 円である。

利用者は、個別に支援を要する小学校高学年から 20 歳代前半で、不登校、引きこもり、孤立化など、社会参加に何らかの悩みを持ったり、支援が必要な方々である。思春期を迎えた発達障害の方々が中心だが、まちづくり活動などを通じて多世代の方々が活動に参加している。

スタッフは、作業療法士を含め１日最低３名で運営している。作業療法士は非常勤も含め４名在籍している。その他、栄養士が１名、まちづくり活動に関連して商工会議所雇用の一般の方と共に活動している。

自主事業の他に、行政から委託事業（就労支援施設コーディネート事業：三原市社会福祉課、思春期の発達障害者に対する社会体験事業：三原市保健福祉課、若者自立支援事業：広島県県民活動課）を受けている。

調査対象者　西上 忠臣 氏

大学教員をしていた 10 年間の間に、就学前後の発達障害の子どもたちと関わることが多かった。しかし、18 歳を超えると、制度上就労支援が中心になってしまい、こだわりや個性が強かったり、できる所とできない所が明確な方は、行き場が無くなる現状を目の当たりにした。幼少期からの特性を把握し、学校生活や地域での生活を通じて成長してきた彼らが働き始めるまでに、社会に出て馴染むための機会や地域を大切にしたいと感じていた。大学を退職して、精神科のデイケアを立ち上げたが、クライエントの層の違いやプログラム構成の違いから、作業に焦点をあてた関わりが難しいということに気づき、NPO 法人ちゃんくすを設立した。

思春期や若者の社会参加には地域の力が必要であり、これまで支援を受けてきた環境の中で、できるだけ自身の力で自己決定しながら成長していくことが必要である。特に個別に支援を要する方々は、住み慣れた地域の中で支援が連続性をもって行われることが大切である。こういう想いを共にした作業療法士 2 名とともに設立した。

特　徴

●作業に焦点をあててやりたいことを街ぐるみで実現

「やってみたいこと」「困っていることができるようになること」に焦点をあてて実現をサポートする。社会参加を応援したり、趣味活動を充実させたり、まちづくりへの意欲を形にしたりと意味ある「作業」に焦点をあてて実現への道をサポートする。

●ちゃんくすは、生き方の選択肢のひとつ

親が子の生き方のひとつとして選択する。今困っていなくても、ひとりで社会に出るときに、支援方法が分からないため、将来への投資の意味も含め選択する方も多い。

●まちづくり

駅前のにぎわいを創り出すため、灯篭祭りを主催する。人件費・事業費は商工会議所であるが、灯篭を作るという作業を通じ、街づくりに興味のある人や若者、障害のある方、保育所園児、施設高齢者などをつなげていく活動。それぞれができることをつなげて、できることでにぎわいを創る。同様に、本町でウォークラリーも開催している。

今後の計画として、商店街の新しい形を作るための商店街支援がある。障害のある方も巻き込んで古民家の定食屋で高齢者の味を若者につなげるための惣菜屋や農園なども作る予定である。この計画は、経産省の事業助成で実施したいと考えている。ただし、助成のための資料は商工会が作成するため、ちゃんくす（民間事業者）は情報を提供することが役割である。まちづくりでは、行政のみならず中小企業との付き合いも多い。

●ちゃんくすとは

作業科学の作業の定義の中に、活動のまとまりが作業であるという chunks of activities に由来している。障害の有無、性別、年齢などのすべての背景を超えて、すべての人が「やってみたい」ができるようになることで、それぞれの作業と作業をつなげてコミュニティを作りながら社会参加に向けてそれぞれの社会参加のために活動すること。また、それぞれの「やってみたい」がつながり、集まることで塊（chunk：チャンク）をたくさん作りながら人の成長を促していくことである。

作業療法士の視点・役割

●作業に焦点をあてた評価

3 回から 4 回程度の初期の評価で AMPS や COPM を用い、作業に焦点をあてて具体的な支援内容を決定する。

●支援のプロセスを作業療法 10 の技能で解釈する

作業と人と街との関わりの中で達成した作業療法の成果を作業療法のプロセスによって評価するために、作業療法士の関わり方を「適応」、「代弁」、「コーチ」、「コラボレート」などの 10 の技能で振り返っている。

想　い

●「目標」「やってみたいこと」「やらなくてはならないこと」を考え、目標を達成するための評価を行い、ご家庭、学校、職場やちゃんくすでどのように活動するかを一緒に考える。ちゃんくすでは、「やってみたい」ができるようになるための機会と場を提供している。

●われわれの役割は、ちゃんくす自体が問題を感じて解決するのではなく、できる限り市民の中で困難を解決する力を育てることである。市民が問題を解決するために、行政が資金を提供すべきであると考えている。施設制度があると、施設を建てることが出発点であり、施設を建てるためにお金を使うことになる。本来は人のニーズがあって作業があって、そこに付加的に施設が存在するべきである。施設が先で、そこに人が合わせる社会であってはならない。ちゃんくすは、まちづくりや人々のコミュニティづくり、作業を使って、「つ

ながる」、「つなげる」、「まとめる」仕事である。

社会福祉法人　復泉会　KuRuMiX

静岡県浜松市

地域特性

浜松市は静岡県西部にある政令指定都市。静岡県で最大の人口（約 81 万人）、面積（1,558 ㎢）である。障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳 26,412 人、療育手帳 4,991 人、精神保健福祉手帳 3,736 人*。

産業は製造業が中心で、繊維、楽器、輸送用機器、光技術など「ものづくり」の企業が多く存在し、発展してきた。

法人の所在地である浜松市北区は浜名湖の北東部に位置し、東部に工場や研究所、北部に豊かな森林地帯、南部には浜名湖があり観光名所も多く存在する。

浜松市内は福祉施設で働く作業療法士がこの 3 年くらいで増加しており、約 10 名で『働くを支援する OT の会』を開催している。

*平成 23 年 4 月

事業所概要

法人理念：

復泉会の機能するところは、地域社会の機能するところである。

【場（環境）と仕事を創活（創り活かす）し、人が幸、地域が富む】

理事長の兄が精神科医師。理事長も精神障害の方と接する機会があり「何かを始めよう。居場所をつくろう」という想いから芋煮会やボウリング大会などを開催していた。昭和 52 年にくるみ共同作業所を設置し、小規模授産所や生活寮など事業を拡大していった。開設当初は精神障害の方が多くを占めていたが、徐々に知的障害の方が増えていった。平成 11 年に社会福祉法人復泉会を設立し、平成 24 年にはすべての事業所が新体系に移行した。現在は生活介護、就労移行、就労継続支援Ｂ型、相談支援、グループホーム・ケアホームなど幅広い事業を実施している。法人全体で職員は約 80 名、そのうち作業療法士は 3 名で就労継続支援Ｂ型、就労移行に所属。利用者は約 180 名でそのほとんどが知的障害である。市内に多数ある社会福祉法人のなかでは中程度の規模。

調査対象者　峰野 和仁 氏

浜松市北区（旧引佐郡）出身。作業療法士になるきっかけは、高校生の頃からこの法人施設と関わりがあり、この施設に就職をしたいと考え作業療法士免許を取得した。初めから福祉分野で働きたいと考えており、いろいろな資格を調べ、作業療法士が自分のやりたいことに一番近いと感じた。平成 12 年に養成校を卒業し、同年に同法人へ入職した。

生活介護、就労移行、就労継続支援Ｂ型、相談支援、グループホーム・ケアホームすべてに勤務経験あり。現在は KuRuMiX（就労移行支援、就労継続支援Ｂ型）に在籍している。

特　徴

●作業療法士の「質」向上に向けた取り組み

法人の部長と作業療法士全員とで会議を開催している。作業分析が難しい、仕事の仕組みがわからない、一般企業の知識が不足しているなどの課題があり、今年度は研修のために予算を確保した。まずは作業療法士の知識・技術の向上を目指している。部長は作業療法士ではないが、作業分析や人を見る能力に長けている人物。また、ジョブコーチの先駆けとして、企業における障害者支援を行ったり、これまで様々な事業を展開しており、NPO 法人オールしずおかベストコミュニティ（障害のある人や企業、地域を幸せにするユニバーサル社会を実現する）の事務局長も経験している。

●地域の声を聞き、形にする

地域を活性化するために、様々な会合に参加したり、展示会などのイベントを開催している。観光業や商業、農家、加工業、自治会などとつながりが密である。

KuRuMiX でジュースを製造・販売することになったきっかけは、浜松にはジュース工場がなく農家が農作物を遠方まで運んで加工している、という声を聞いたことだった。また、法人としても下請け作業が減少した時期であり、Win-Win の関係となった。

●就職を見据えた支援

KuRuMiX では、一般企業への就職を見据えての作業を提供する場としている。利用者に合わせた支援を優先するのではなく、仕事に合わせて利用者をどう支援するのか考えていくジョブコーチ的な方法を取り入れている。こうすることで一般企業に就職したときにも同様の支援が導入しやすいのではないかと考えている。

作業療法士の視点・役割

●地域づくりを通して障害理解を深める

地域でいろいろな人たちと交流しているなかで、障害理解を深めることができる。利用者も一緒に活動に参加する機会も設定しやすく、障害の説明をするよりも実際に接してもらうことで伝わることも多いと考えている。今後は会合などにも利用者と一緒に参加したい。

●作業分析をして支援と仕組みづくりに反映させる

一般企業への就労を視野に入れ、法人内でさまざまな仕組みづくりを行っている。実際に企業で取り入れているシステムを見学し、どのようなものであれば利用者が働きやすいのかを分析している。また、同じシステムを施設に導入することで、実際場面に応じた訓練をすることができ、そのまま就労へつなぐことが可能である。障害者が働ける仕組みづくりを考えている。

作業分析や作業のマッチングを考えるためには、まず作業療法士自身が作業を完璧にできることが必要である。利用者にわかりやすい形で作業を提示するためには作業のポイントを知らなければならない。また、どのようにすれば利用者がより良い作業ができるようになるのか、という支援の方向性を考えるための重要な要素となる。

●作業療法士の特色や視点を周りに伝える

作業療法士は利用者とただ一緒に何かをしているのではなく、その中から利用者の障害特性を把握したり、作業分析を行い環境の工夫をしていることを周りに伝えている。作業療法士の少ない現場では周りに流され、役割を忘れてしまうこともある。また、作業療法士の特色や視点を法人内外の人たちに伝え、地域で働く作業療法士の認知度を広げている。

想　い

●環境の工夫で仕事ができるようになる

学生のときに参加した学会で同法人の部長が特別講演をしていた。「環境の工夫で障害者が仕事をできるようになる」ということを知り、作業療法士の資格取得は正解だと感じた。実際にジュースの製造や物流などの仕組みづくりを行うことで就労につながる支援を実践している。

●作業療法を活かせる場

企業を訪問したときに、すぐ作業分析ができるのは楽しい。就労移行支援のときに利用者に作業をわかりやすく提示できるとともに企業への説明もできることは作業療法士の強みである。

●いろいろな分野を知る

地域での仕事は障害に対する支援だけではない。施設から出て「就職する場」を探るためには地域や企業など多岐にわたる人との関係性が大切であり、そのためには相手を知ることや一般常識を身につけることが必要だと感じている。

株式会社 NSP　キングコング

沖縄県沖縄市

地域特性

沖縄市は、沖縄本島中部に位置する沖縄県第二の都市で、総面積 49㎢、市域の約 9 割が標高 100m 以下で、市北部にある米軍嘉手納基地は市域の約 36％を占める。“基地の街”として発展を遂げ、国際文化観光都市としてまちづくりが進められてきたが、若年層の失業率が高く、地場産業の振興を含めた産業の創出が課題となっている。現在、約 5 万 6 千世帯、13 万 9 千人が暮らす。

事業所概要

（株）NSP は、飲食 4 店舗を経営するナガイ産業から、キングコング（焼肉バイキング）を切り離し、設立した会社。現在、就労継続支援 A 型および B 型事業を実施している。就労継続支援 A 型の利用者は 11 名で、（株）NSP と雇用契約を結び、キングコングで働くほか、施設外支援としてナガイ産業 3 店舗（食彩館 新都心店・南風原店、万菜）で働いている。就労継続支援 B 型の利用者は登録 25 名。専門職は作業療法士 2 人のみ。実際に職業指導するのは店舗スタッフであるため、もともと店舗にいた従業員 9 名を職業指導員、生活支援員として登録している。

調査対象者

仲地 宗幸 氏　沖縄出身。岡山県の川崎医療福祉大学卒業後、実習地であった海辺の杜ホスピタル（高知県）で 5 年間勤務。その後、地元沖縄に戻り、オリブ山病院で勤務。平成 23 年、精神病院を全廃した町、イタリアのトリエステに行く機会を得て、医療から離れることを決意。その折、ナガイ産業の砂川社長と出会い、平成 24 年に（株）NSP を設立、就労継続支援 A 型・B 型事業所「キングコング」のサービス管理責任者として従事、

現在に至る。

木下　匠氏　養成校卒業後、オリブ山病院（沖縄県）勤務を経て、平成24年に（株）NSP入社。

特　徴

●A型：障害人もない人も共に働くことで紡ぎだされる企業文化

利用者は、A型の利用者として（株）NSPと雇用契約を結び、施設外支援という形でナガイ産業が経営する飲食店で働いている。各店舗に2～4人配置されており、障害がある方もない方も共に働く環境を意識して作っている。多様化している現代社会だからこそ理性のみを強調せず、多様性を社会全体で認め合うことで「豊かさ」のある社会になると信じ、まずは自社の企業文化づくりに取り組んでいる。障害者だけではなく、中卒者、シングルマザー等、就職で不利になりやすい方も積極雇用し、どんな立場の方でも働きやすい職場環境づくりを目指している。

●B型：漁業の導入

これまでのB型事業は就労移行支援に変更し、平成25年夏から漁業に取り組む。週20時間以上労働しないといけないA型では、天候等で出漁できなかった場合につじつまあわせが必要になってくるし、もともと自然が相手の漁業は定額制ではなく出来高の収入なので、このB型事業も出来高で工賃を支払う。朝6時30分から開始し、午前中で終わる。獲った魚を店舗で使うことで、消費まで見えることになり、自分たちのやっていることが社会の中でどういうふうに循環しているかが見えるし、作業のモチベーションにもつながる。

作業療法士の視点・役割

●店舗スタッフの支援

作業療法士は、特にサポートが必要な利用者についたり、店舗スタッフが定着支援ができるように、スタッフの支援という立場をとっている。新規利用者のA型かB型かという判断は、作業療法士との面接でも検討するが、A型は企業として最低賃金を払えるか、ということがあるので店舗スタッフの意見を尊重している。

●本人の想いや課題を拾い出し優先順位をつける

一連の仕事の中で、本人が思っている課題と店舗側が思っている課題、作業に対する本人の想いを拾い出し、優先順位をつける。本人は仕事の優先順位がわからないし、店舗側は本人の想いがわかりづらい。本人の想いだけだと店舗内での仕事のバランスが悪くなってしまうので、本人と店舗の間に入って整理をしていく。一緒に作業して、チェックシートをつけて分析しつつ、一つ一つの項目を本人と店舗側と確認しながら、本人が解決していく課題を明確にして、本人と共有していくようにしている。それを1週間ごとに繰り返し、具体的に難しい作業は何か、その理由、やりやすい方法を考えていく。

●良い経験として次につなげる

就労継続が難しかった場合は、職場とのマッチング自体を考えなくてはならないが、本人のできることを本人、ハローワークに伝えることで、失敗して終わりではなく、次の道を探せるし、準備できるようになる。利用してもらったからには本人の特長や活かせるものを示して、何かプラスのものを本人に渡していきたい。そうすればA型での体験が失敗ではなく、いい経験として生きていくのではないか。

想　い

●企業という立場で障害者の地域統合を目指す

障害者と一緒に働くことで豊かな企業ができるということを見せたい。利益を求める資本主義経済の中で、彼らを排除してきた文化、捨ててきた価値観をもう一度統合していくことで豊かさが取り戻せるのではないか。障害のある人が入れる職場はいろいろな配慮が必要なので、その人たちを通して会社の問題の洗い出しができるのではないか。株式会社という形態は、収益を上げながら地域統合をしていきたいから。

●今後の展開ー 就労以外の切り口としてのアート活動

今は、賃金報酬を伴う「働く」を切り口にしているが、働くだけが社会参画のあり方ではないと思っている。広い意味で、地域の中で何らかの役割を持っていくことを「働く」とするなら、賃金労働以外の方法で、ひとりひとりが自分がここにいる、と社会に対して声を出して表現していくことを支援していきたい。具体的にはアート活動。こういう自分なんだよ、と素直に出せるようなアート活動を支援したい。ひとりひとりの存在をアートを通して守っていきたい。作品は本人の分身だから、作品を社会につなげることは本人を大切にすることになる。“福祉展”ではなくてきちんとしたアートとして表現できるようにしたい。

NPO 法人　那須フロンティア

栃木県那須塩原市

地域特性

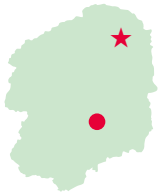

那須塩原市は栃木県の最北部に位置しており、人口約 11 万人で県北最多人口の市である。酪農や農業が盛んな地域である。また、リゾート地である那須高原の玄関口であり、黒磯付近にはおしゃれなカフェが多く存在する。

事業所概要

法人は平成 11 年 11 月に設置。理事長は作業療法士である。精神障害者が地域で活き活きと生活できること、また病気や障害の有無にかかわらず地域社会におけるメンタルヘルスの問題にも取り組み、地域の精神保健福祉の向上に寄与することを目的としている。立ち上げは、近隣の精神科病院や企業に勤務している人、行政やカフェ経験者などが中心となって行った。家族会ではなく地域の市民運動として活動している。2 施設で就労移行支援事業、相談支援事業、地域活動支援センター事業、ボランティア育成事業、地域メンタルヘルス啓発事業を実施している。

就労支援事業所「喫茶店ホリデー」は平成 11 年に精神障害者小規模作業所として開所。平成 20 年からは就労移行支援事業として運営している。

地域生活支援センター「ゆずり葉」は平成 15 年 4 月に開所。相談支援事業、地域活動支援センター事業Ⅰ型を実施している。有償の職員は作業療法士 3 名、精神保健福祉士 4 名、カフェ担当 2 名、事務 1 名。その他地域住民、専門職等のボランティアスタッフの協力を得ている。

調査対象者　遠藤 真史 氏

大学（作業療法学科）3 年生の時に近くの中学で事件があり、メンタルヘルスに関心が高まっている時期だった。また、この地域には精神障害者の利用可能なサービスがなかったことから平成 11 年に法人設立にボランティアとして参加し、ホリデーを開設することになった。その後、療育施設、身体障害者療護施設へ勤務しながら法人活動にはボランティアとして参加し、平成 15 年の地域生活支援センターゆずり葉の開設を機に勤務することになった。

特　徴

●メンタルヘルスを中心としたまちづくり

ゆずり葉はまちづくり事業とし、病気や障害の有無にかかわらず誰でも利用できる相談窓口とした。相談支援の対象は那須町、那須塩原市、大田原市の 22 万人。相談支援専門員 4 名で対応している（那須フロンティア 2 名、他法人 2 名）。交通事情を考慮し、相談は来訪だけではなく訪問も実施。未治療や治療中断者への関わりも多い。無理に医療機関へつなげるのではなく、生活が可能であればそのまま経過を観察したり、必要があれば地域の人への説明や対応を依頼することもある。

自立支援協議会では受理ケースを通じて地域の課題整理をし、地域の仕組みづくりや取り組みを整備している。市町の課題や他法人で取り組んでいない支援の隙間を埋めるのが法人の役割と考えている。

●地域との関わりとボランティアの活用

地域住民、近隣の専門職、企業、行政、学生、生涯学習課、商工観光課などの交流を通じて、さまざまな領域からの協力が得られやすく、コラボレーションすることで発想を広げることができる。 専門性が問われないような集まりにも積極的に参加することで「つながるきっかけ」になる。地域全体を活性化するための構想では、法人として協力できることも数多くあり、その活動を通じて事業所やメンバーへの理解を深めることが可能である。

●人材育成

法人でボランティアを経験した作業療法学生（国際医療福祉大学）や職員は、各地域のさまざまな分野（就労支援、相談支援、市町行政等）で活躍している。

作業療法士の視点・役割

●地域で暮らせる環境をつくる

地域で暮らせるかどうかは障害の程度ではなく、受け入れる町や家庭によって決まると考えている。直接的な個別支援も大切であるが、不便なく生活することができ、したいことができるのであれば地域支援を優先したい。地域での活動を通じて理解を深められれば、公的なサービスだけではなくボランティアや民生委員など、さまざまな人が生活を支えてくれる可能性がある。地域で暮らすためには、その土地の文化や歴史に直接触れ、まちづくりの視点が大切となる。現在あるものを活用し、つなぎ合わせていくことで、できることから行動することを大切にしている。

●役割を仕組み、経過を追う

就労支援とは定着したら支援が終了、というわけではない。働く意味を見いださなければ就労継続に結び付かない。「生活の中心は何か」を探すことが作業療法士の仕事である。時間の経過とともに働く目的も変化していく。

人は社会のなかで自分の役割を得ることで安定感が出てくる。支援を受ける側の立場ではなく、支援者側の役割を担ってもらうなどの仕組みづくりをしている。例えば社会人の先輩として接客練習の相手になってもらうなど、活動に参加してもらうことで役割を作り出すと同時に、その方の経過を追うことも可能となる。

●作業療法士の強み

就労支援の際、企業とメンバーの間で、双方の通訳になることができる。また、職場の環境調整だけではなく、その人にとっての働く意味や家庭の状況なども含め、その人の生活においての「働く」ということを捉えることができる。仕事がうまくいかない理由は職場以外のところに要因があるという場合も多い。視点を職場環境のなかだけに限定せず、総合的に捉えられるのは作業療法士の強みである。

想　い

●ミッション

メンタルヘルスを中心としたまちづくりを達成することが目的である。利用者支援だけなら社会福祉法人でもよいが、自由度の高い活動、ボランティアの育成などを考え、NPO として活動している。心の問題を身近な問題として捉えてもらえるようになったら NPO のミッションは終了という感覚でやっていきたい。

●日常的な関わりが理解を生み出す

野菜などのお裾分けなどの普通の近所付き合いや、黒磯駅前の活性化委員会のメンバーとして地域イベントの運営にも関わる。スタッフの特技など肯定的な側面を地域で活かすなど、日常的に地域と関わることでスタッフへの理解、事業所への理解、メンバーへの理解とつながっていく。地域にあるさまざまな課題を行政と一緒に、関わる人同士がお互い得をする関係を考えていく雰囲気を継続し点検し続けていきたい。

●職種は入口ではない

作業療法士の視点をもちながら活動しているが、作業療法士という職種を入口として人と知り合うのではない。地域に参加し、人と付き合うなかで「○○さんは作業療法士」ということが知られていく。活動を通じて作業療法のフィールドを広げ、地域生活支援の役割を考えている途中であり、その姿を地域の方々にも見ていただくことで作業療法士の理解を深めてもらっている。

社会福祉法人 敬愛会
相談支援センター みらい

福岡県豊前市

地域特性

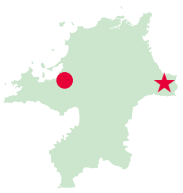

豊前市は福岡県の南東、大分県との県境に位置する。111.17km^2 の広い面積に対し、人口は福岡県の市としては最小の 2 万 7 千人、1 万世帯。経済的には北九州市と、市民生活や文化面では隣接する大分県中津市と関係が深い。

市委託の相談支援事業所は 2 ヶ所、委託外は 2 ヶ所。相談支援センターみらいが委託を受けている 1 市 2 町には、精神科病院が 2 施設。障害福祉サービスは、就労継続 A 型が 4 ヶ所、就労継続 B 型が 6 ヶ所、就労移行が 3 ヶ所、グループホームケアホームが 5 ヶ所。

事業所概要

法人は、精神科病院の看護師であった現理事長が中心となり設立。訪問看護と障害福祉サービスから開始し、現在は就労継続 B 型、グループ（ケア）ホーム、相談支援事業、訪問看護ステーションの他に診療所、高齢者施設、居宅介護サービスを行っている。

相談支援センターみらいは、豊前市の精神障害者の相談支援の委託を受けるほか、隣接する 2 町からも 3 障害の相談支援の委託を受けている。相談支援事業所には今回の調査対象者である作業療法士 1 名のみ。

調査対象者　大田 兼寛 氏

福岡県出身。養成校卒業後、精神科病院に 5 年間勤務したのち、地域の精神障害者通所授産施設に勤務。その後現法人の立ち上げに際し入職、訪問リハ、継続 B 型と移行支援のサービス管理責任者を経て、3 年前から相談支援専門員として現職。精神保健福祉士の資格も有している。自立支援協議会幹事会委員（相談支援部会、権利擁護部会委員）、京築保健所運営協議会精神保健福祉部会委員。

特　徴

●ひとり職場

人口２万７千人の豊前市の精神障害、人口7,000 人の吉富町、8,000 人の上毛（こうげ）町の３障害を対象に、年間 100 件程度の新規相談にひとりで対応している。診断のない方や、ひきこもり、高齢の家族が長く面倒を見ていた方の相談も多い。

自分の支援のあり方が適切なのかどうか、職場で話し合いながら進めることができないので、法人の監事である元精神障害者社会復帰施設協議会会長にスーパーバイザーになってもらっている。地域で働く作業療法士がいないため、作業療法士の役割を知っているスーパーバイザーからの助言で作業療法士としてのアイデンティティが保たれているところはある。

日々の支援は一人では困難であり、他の人から助けてもらいながら行っている。行政職員、保健師、地域包括支援センター、病院など他職種や地域との連携を大切にしている。

●地域との密接なつながり

都市圏ではないこともあり、福祉計画においても社会資源の創設よりも地域での支え合いが打ち出されるほど、障害福祉サービスは潤沢にはない地域。民生委員、区長、近隣住民、など地域の人たちとつながりあって日々の支援ができている。民生委員の会合に参加したり、困難ケースの支援会議に関わってもらい関係を作っている。

作業療法士の視点・役割

●アセスメントして、分かりやすく伝える

作業療法士は、対象者とそれを取り巻く環境の状況をアセスメントして、分かりやすく周囲の人に伝えることができる。地域自立支援協議会で困難ケースを事例として取り上げることがあるが、アセスメントができていると端的な議論ができ、時間を効率的に使いたい行政職員からの評価が高いように思う。

伝えることで関わりが始まることもある。地域住民、地域の支援のキーとなる民生委員は、「何かできたら」と思っていても、障害のことが「分からない」ために「関われない」「関わらない」こともある。そこに出向いて行って、どのように関わればいいのか、何に気をつけたらいいのか伝えることができると、支援者になってもらえるし、利用者と地域との関係もつくることができる。

●３障害の基礎知識があり対応できる

地域には障害の知識がある人がとても少ない。基礎的な医療の知識はあるが、具体的な症状や発達段階での特性など、障害の知識をもとに、対象者のどこをみたらいいのか、アセスメントのポイントや、それに誰がどう対応したらいいのかまで作業療法士は助言することができる。そのやり取りを積み重ねてきたことで関係性が構築され、例えば行政からは認定調査の同行依頼があったり、（厳密にいえば行政の考える相談支援の対象ではない）手帳や診断がない人への支援も必要性を認めてもらえている。他の相談支援事業所から自分が立てたサービス等利用計画が本当にこれでいいのか分からない、と相談をされてアセスメントの不足部分を助言したこともあった。

養成課程で３障害を学んでくることが大きなメリットだと思う。特に自分は精神科病院の経験があることがさらに役に立っている。精神障害は診断も治療も変化してきているし、精神障害は身体、知的と比べて「とにかく分からない」、理解がない状況からスタートすることが多いので、病気としての知識を知っていながら関われることはとても大きい。

知識と技術は地域で役に立つが、資格としては地域では知名度がないのは残念だしこれからの課題だと思うが、３障害の基礎的なことがわかる地域にいる専門家として実際的には役割を果たしていると思う。

想　い

●作業療法士のオールマイティさは地域で活きる

３障害の知識があり、作業分析ができる作業療法士は、専門職が少なく少数精鋭で支援しなければならない地域にいけばいくほど役割を果たせ、必要とされる職種なのではないかと思う。地域ではワンストップの相談が求められる。作業療法士は３障害にわたり地域と機関、利用者と専門職をつなぐコーディネートができる。

●地域で支えたい

病院に勤務していた頃、看護師たちと有志の小グループで退院促進を行っていた。そこで、退院を促してうまく送り出せたはずの人が１週間で病院に戻ってきてしまう、地域で支えられていない現実を知った。病院から送り出すことは自分でなくてもできる、自分は支える側に回ってみようと思ったのが地域に出たきっかけだ。その後働いた通所授産施設で出会った、地域で生活している精神科疾患の当事者たちにはパワーがあった。病院から地域で力強く生活するに至るまでに何があるのか、その視点が今の支援に生きている。作業療法士は利用者の病

気の部分に注目するだけでなく、健康なところを広げていくことができる。本人も気が付いていない健康な部分を理解し、力づけ、地域（周囲）にアピールしていけることで利用者の地域生活を支えることができると思う。

NPO 法人 脳外傷友の会ナナ クラブハウスすてっぷなな

神奈川県横浜市

地域特性

都筑区は横浜市の北部に位置し、平成 6 年に港北区と緑区の再編成により誕生した。27.93㎢の面積に人口は約 21 万人。若い世代が多い。北部や中央部の港北ニュータウン地域では、豊かな自然と緑を残しつつ、都市と農業が調和した新しい街づくりが進んでいる。

障害者手帳保持者 3,823 人、療育手帳 1,195 人、精神保健福祉手帳 710 人、生活保護者数 1,368 人（925 世帯）となっている。区内の障害者施設は、地域活動ホーム 1 ヶ所、法内施設 17 ヶ所、地域活動支援センター 12 ヶ所。また、自立生活アシスタント事業所は知的 1 ヶ所、高次脳機能障害 1 ヶ所である。

事業所概要

特定非営利活動法人脳外傷友の会ナナが本体としてあり、その活動の一つに、クラブハウスすてっぷななが ある。地域で安心・安定した時間を過ごすことができるよう支援している。横浜市地域活動支援センター障害者地域作業所型と自立生活アシスタント事業を運用している。

●地域活動支援センター障害者地域作業所型

横浜市が横浜市社会福祉協議会障害者支援センターに管理委託し、そこからの助成金で運営している。利用定員は 15 名。おおむね 40 歳までの身体機能障害を伴わない（もしくは軽度の）高次脳機能障害者を対象としている。地域生活をしながら就労の可能性を探るための支援を行っている。平均利用期間は 2 年半から 3 年。職員は常勤 2 名（作業療法士、福祉職）、非常勤 2 名（作業療法士、福祉職）。

●自立生活アシスタント事業（横浜市単独事業）

横浜市との業務委託契約で運営している。利用定員は 20 名。単身生活や介護者の高齢化などで家族からの支援を期待できないケースを対象にしている。自分でできることを増やすための環境設定や助言を行い、直接的な介入はしないのが特徴である。金銭管理や健康管理（食生活や通院同行など）の依頼が多い。職員は常勤 2 名（作業療法士）。

調査対象者　野々垣 睦美 氏

神奈川県総合リハビリテーションセンターで 8 年勤務。年間を通じ 100 人を超える脳外傷者が入院してくる場所であり、そこで高次脳機能障害に興味を持ったのが始まりである。県財政の悪化とともに、退院後の行き先が決まらなくても退院させるという病院の方針に疑問を感じ、また、高次脳機能障害者の居場所づくりをしたいという家族会の思いとシンクロし、クラブハウスすてっぷななの設立に至る。クラブハウスすてっぷなな統括所長、都筑区地域活動支援センター・地域作業所ネットワークてつなぎつづき会長。

特　徴

●専門医療機関との連携

横浜市及び神奈川県総合リハビリテーションセンターから高次脳機能障害者が地域移行する時に、クラブハウスすてっぷななで就労のための基本的スキル（週 5 日通えるか、電車の乗り継ぎができるか、遅刻の連絡ができるかなど）を見極め、両センターの職業訓練につなぐ場合がある。

●幅広い作業活動

障害者総合支援法の就労移行、継続支援ではないので、犬用クッキーのレシピづくりや袋づめ、ネットオークションの出展、販売会のマニュアル作成、防災グッズの在庫管理、農作業体験、旅行企画など非常に幅広い作業活動の活用が可能である。

●都筑区地域活動支援センター・地域作業所ネットワークてつなぎつづきを立ち上げての活動

都筑区にある 21 の地域作業所・地域活動支援センターがメンバーとなって運営している。販売会や会議などでお互いの施設の情報を交換し、お互いの顔の見える関係をつくっている。定例会は年 6 回、自主製品販売会週 3 回、その他分科会などがあり、活発に活動している。てつなぎつづきを立ち上げたメリットは、行政とのやりとりが便利になったこと、地下鉄駅での販売にあたり減免申請で無料となること、不特定の受注要請にシェアすることですべて対応できること、行事、販売などの効果的な運用などがある。一番のメリットは、お互いの作業所の実態が分かったことで、お互いの長所をうまくシェア

し、都筑区全体の障害者施設活動の底上げとなっている。

作業療法士の視点・役割

●自分で決める、自分で考える

自分自身で、企画、遂行してもらう。基本的には失敗させないが、失敗を有効活用し学ぶ機会と捉えている。相手にもよるが、失敗した後で次はどうするのかを考える良い機会となる。その経験は重要。利用者が分からないことがあっても、すぐに教えることはせず、利用者から聞かれたら対応する。

●集団対応

少人数で話し合うようにしている。生活上のルールもみんなで話し合って決める。必ず同意のサインをする。そうすることで、決めたことを守るという意識が高くなる。話し合いのきっかけについては投げかけをする。効果的な投げかけとなるためには、本人の能力や置かれた環境などのアセスメント及びリサーチが必要である。

●作業の意味

作業はツールでしかない。自分で判断したり、失敗した時の対応の仕方、仲間と一緒に決めることなどの作業プロセスが重要と考えている。就労継続支援Ｂ型では作業内容がある程度限定するが、ここではありとあらゆる作業経験をするようにしている。

●作業療法士の肩書き

病院リハビリテーションを受けた家族に対し同職種が関わるということで安心感を与えることができる、医療機関との引き継ぎがしやすい、障害者施設からの相談対応を通じてネットワークをつくりやすいなどのメリットがある。

想　い

●病院は ADL= 生活の自立と捉えているが、実際は、ADL ができていても、本人の金銭管理や生活スタイル、家族の関わりなどによって大きく左右されることが多いことを知ってほしい。

●病院から地域への情報提供だけではなく、双方向の情報提供が必要である。そのことで、病院に勤務する作業療法士も、自分が担当していた患者のその後や、自分が提供したプログラムの効果のほどを知る機会となる。

●社会生活力を効果的に学ぶため、自分で決定したことに責任をもって対応する力、本当に社会で生きるための力を様々な作業機会を通じて身につけてほしい。

●高次脳機能障害はそもそも受傷以前の社会性の問題を持つ者も多く、また若年者の場合は就労イメージをつくるところから支援する必要がある。ここしか居場所がない人、ここでしか社会参加を支援できない方を支えている。

●都筑区の作業療法士として必要時にいろいろな施設で「作業療法士の専門性」を共有しているが、財政が厳しく雇用が難しい現状に沿った支援スタイルであると感じている。

NPO 法人 沖縄青少年自立援助センター ちゅらゆい　コミュッと！

沖縄県うるま市

地域特性

沖縄県うるま市は県中部に位置し、86.14㎢の面積に人口約 12 万人が暮らす。障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳 4,760 人、療育手帳 885 人、精神保健福祉手帳 1,284 人*。障害福祉サービス事業所が少なく、社会福祉法人による知的障害者施設が主。大きめの精神科病院と地域活動支援センターⅠ型がある。

*平成 22 年度

事業所概要

関西でひきこもり支援をしていた金城氏、ひきこもり当事者の親とで平成 22 年に NPO 法人格を取得。就労移行、就労継続の障害福祉サービスに加え、アウトリーチや保護者会などのニート、引きこもり支援を積極的に行っている。常勤３名、パート４名。作業療法士は内１名。

調査対象者　坂本 将吏 氏

長野県の精神科病院に７年勤務、地域での活動がしたいと帰沖、那覇市の障害福祉サービス事業所でのサービス管理責任者を経て現職。

特　徴

●講演会活動を通しての職場体験

障害福祉サービス事業所の活動として「講演会運営」を行っている。チラシ作りなどの広報から当日設営、受付などまでメンバーの作業とし、集めた参加費を工賃としてフィードバックする。一連の作業が職場体験となるようにしている。

●メンバーの「やりたい」を活動にしていく

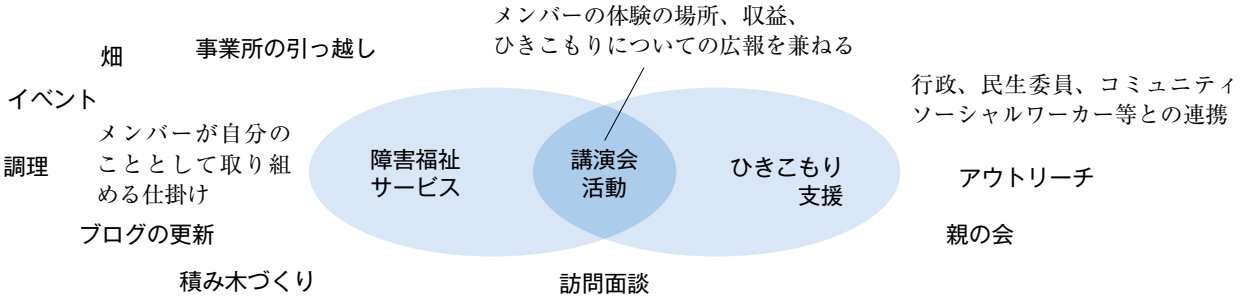

みんなでやるものはミーティングをして役割分担をしながら進めていく。スタッフがコントロールしていくのではなく、時には外部の人（例えばファシリテーションの技術をもった人）に関わってもらいながら、メンバーとスタッフがフラットな関係のなかで、コミュッと！という場がみんなにとって良い場所になるように考えていく。また、活動はメンバーの「やりたい」ことを取り上げてプロジェクトにしていく、泊まりがけでのサッカー観戦や、旅行を実現した。メンバー個人の「やりたい」に場を提供するだけで形になることもある。洗車のアルバイト経験があったメンバーが、就労を具体的に考え出したことを機に、自発的に事業所のなかで洗車を仕事として立ち上げた。

●地域に開かれた事業所

オープンなひきこもりの親の会を実施したり、行政からの困ったケースの相談にのったり、障害者の居場所作りをしたい人の手伝いをするなど、地域に根ざすことを引き受ける。

作業療法士の視点・役割

●作業分析とマッチング

作業工程の洗い出しをし、メンバーと作業のマッチングを行える。ただ役割をふるだけではなくて、得意なことと苦手なことの見極めに基づいて、その役割、作業へどのように取り組めばいいかまで適切に伝えることができる。作業を通じて作業能力だけでなく対人面などもアセスメントをして、その人の能力に合わせて作業を提供できる。現在の事業所へは１年前に引っ越してきたが、スタッフとメンバーとで片付けをして場を作り上げてきた。精神疾患の人は愛着を持ちづらいが、自分たちの場所に愛着を持ってもらえるように、自分たちの場所を自分たちで手入れしていくという作業を取り入れた。

●感情や感覚を取り扱う

作業をやってみてどう感じたか、してもらって終わりにせず、感覚、感情面も含めて本人にフィードバックしていく。フィードバックすることで、その作業や役割の意義がより明確化する。大丈夫そうだ､3分は大丈夫だった、痛かった、どんなふうに感じた、など、やりっぱなしにせず振り返るようにしている。

●集団を扱える

集団力動について養成教育のなかで学ぶし、医療機関でも集団の取扱いの経験がある。集団で起きたことは集団に返す、など、一個人ではなく集団として対象を捉える視点を持っている。

●対象の広さ、早いうちからの手当てができる

作業療法の対象者は障害のある人には限らない。作業療法の視点を活かして、障害の認定にかかわらず、生活しづらさや生きていきづらさを抱える人たちをも対象として関わっていける。

●地域から医療へ入っていける

資格があり、医療との共通言語があるため、連携がしやすい。また、医療機関、専門家集団で担った方がいいことと地域だからこそ取り組めることの判断ができる。

想　い

●早期からの手当てを

地域にいて、早くから対象者やその家族に関わることができれば、重症化、慢性化して医療機関に入ったまま地域に戻れなくなることも予防できるのではないか。「地域孤立ゼロ」がスローガン。また、そのような、地域でしか取り組めない、面白くてやりがいのあることを、経済的な面からもちゃんとNPOの事業として成立させたい。

●支援者と当事者が互いに支え合う文化を

どんな支援を受けるか決めるのは当事者。当事者の語りから、何のために支援をしているのか、支援するとは

何か、関わることでの不利益がないのか、など支援者は気づく体験をもっとしないといけない。病、障害を負う体験をした当事者にしか語れないことがあるし、その言葉に支援者も支えられる。もっと互いが支え合える文化を作っていきたい。

2．障害福祉領域における作業療法（士）の役割に関する意見交換会　参加者アンケート結果

（発表者７名、参加者 24 名　回答者数 25 名　回収率 81％）

Q１．参加者自身について、障害福祉領域との関わり

障害福祉サービス事業所等に専従して勤務している	19
所属はしていないが非常勤等で定期的に関わっている	0
ボランティア等で個人的に関わっている	1
関わりはないが、興味がある	1
その他 ・行政 ・以前就労支援に関わっていた ・法人代表	4

Q２．意見交換会開催を知った経緯

機関誌（平成 25 年 11 月号）	5
士会からの案内	6
発表者、委員からの紹介	8
その他 ・職場の同僚、上司から ・他県の士会ホームページ ・協会からのメール	6

Q３．参加理由

・障害福祉に関わる作業療法士との交流の機会を持ちたかったから　8
・全国の様々な地域での取り組み、他事業所での取り組みが知りたかったから　7
・身近に障害福祉領域で働く作業療法士がいない、話を聞く機会がなかったから　4
・話を聞くことで自分の業務のヒントになればと思ったから　3
・障害福祉領域の作業療法士の役割、行っている業務の意義を確認したかったから　3
・面白そう、楽しそうな地域の話が聞きたかったから　3
・行政の作業療法士として実践の参考にしたかったから　2
・将来的に障害福祉領域で従事したいと考えているから　1
・話を聞いてみたい方が発表者だったから　1
・県士会の先輩に勧められたから　1

Q４．作業療法士が障害福祉領域、特に地域において活躍できるようにするため、今後の協会の取り組みについて望むこと

・今回のような機会を設けてもらいたい
　定期的に／全国各地で／障害福祉分野について知る機会の少ない医療機関で従事する作業療法士や学生に対して／全国学会などで／協会員に広く／若い作業療法士に向けて／見学会などと一緒に
・障害福祉領域に触れる機会をつくる
　臨床実習に組み込む／医療から実習や出向者を受け入れる／養成教育のプログラムに地域支援を入れる／学生の頃から障害のある人の生活や就労している姿を見せる
・内外へのアピール
　行政だけでなく一般市民に向けて／他職種に対して／数値化して示す／新人や若い人には地域の「楽しさ」を伝える／地域で活躍する作業療法士の紹介／作業療法士の職種としての役割を伝える
・障害福祉領域におけるモデル事業の実践
・創業支援制度の創設
・作業療法の視点を取り入れて活動する団体を積極的に応援する
・リハビリ加算
・医療機関の作業療法士との情報交換
・若い作業療法士が地域に出て行けるような環境づくりの後押し
・一法人、事業所では作業療法士の常勤雇用が困難、複数の法人や事業所が共有して雇用できるような働き方のバックアップ

＜その他ご意見および後日メールでいただいたご感想（抜粋）＞

・地域でボランティア的に関わる支援もいずれ作業療法士や所属する病院、施設の評価につながっている。作業療法士はもっと地域でできることがあると考えます。
・就労関係だけでなく福祉施設など地域の施設にもスポットを当ててもらいたい。就労が難しい方はたくさんいらっしゃるので。
・機能訓練のイメージがとても強く、福祉領域では確

実に作業療法士は医療職だと思われている。
・医療分野の作業療法士こそアイデンティティを得にくい状況だと感じている。医療は、身障分野で運動療法に偏る傾向があり理学療法士との差別化が難しくなっているかと。精神分野では社会的入院に対する疑問から目標やプログラムを立てにくくなってきている。
・共生社会を目指す我が国で役に立てる職種であるためにさらに地域で活躍する作業療法士の紹介を。
・（話を聞いて）自分自身がエンパワメントされて元気になった。ニーズ、作業、ソーシャルアクションなどがキーワードかと思う。

※後日メールでいただいた意見・感想（抜粋）
・今後もこういった機会が増えてディスカッションができるとよいと思いました。
・多くの人の意見をお聞きしてとてもいい時間を過ごせました。経営者だけが、代表者だけが考えるのではなく、ひとつの目標に向かってみんなで考え、判断もみんなでできればよりいい活動ができるのではないかと感じています。そのとおりのよい内容だったし、期待以上にいろんな人がいろんなところで実践をしている、と感じることができました。
・このような機会はとても貴重な時間でした。これまで、障害福祉領域での作業療法士さんについては、紙面を通してでしか触れることはなかったのですが、このように直接顔を合わせて交流できたことは、推進する上では大きな一歩なのかなと思いました。
・当センターから3人参加させていただき、それぞれ刺激を受け、いろいろ思うところもありました。当センターの事業割合は、比較的障害福祉分野が多いこともあって、3人でいろいろ振り返りながら、何か協力できることがあればさせていただきたいなぁという話に至りました。私は特に県士会でも現在、公益事業局の理事をさせていただいており、これから医療保険や介護報酬を伴わない分野にも作業療法士の配置を推進させていくことを県レベルでも考える立場をいただいております。また、何かありましたら、お声がけください。
・全国から、この領域で活躍されている皆様の実践を聞くことができ、たいへん心強く、また刺激を受けた半日でした。ぜひ今後も、継続してこのような集まりを企画していただけますよう、お願いいたします。また私どもで何かお手伝いできるようなことがありましたら、お気軽にお声がけください。
・先日は、とても楽しく、有意義なお時間を作っていただき、また参加させていただき誠にありがとうございました。障害福祉領域で活躍されている作業療法士の方々、関心があり集まられた皆様と、情報共有でき刺激を受け、また日々の臨床で励むパワーをいただくことができました。今回、皆様と出会えた機会を、是非とも今後も継続してできたらと思います。

平成26年度
「障害保健福祉領域における作業療法（士）の役割に関する意見交換会」開催のお知らせ

第1回
【日　時】平成26年7月12日（土）14:00～17:00
【場　所】三原市総合保健福祉センター　サン・シープラザ（広島県）
【報告者】天野　智美（埼玉県・社会福祉法人 さいたま市社会福祉事業団　春光園けやき）
　　小松　洋平（佐賀県・NPO法人 ふれあいねっとサガンズ）
　　坂下　幸子（大阪府・NPO法人 大阪精神障害者就労支援ネットワーク JSN 茨木）
　　二宮　彰浩（長野県・社会福祉法人 アルプス福祉会　らいふあしすと）

第2回
【日　時】平成26年11月29日（土）14:00～17:00
【場　所】未定（東日本）
【報告者】未定（4～5名）

※参加費無料
※申込み・問合せ先
　障害者総合支援法関連チーム　　高森　聖人
　E-mail: jaot_fukushi@icloud.com　　FAX: 097-578-7623（こどもデイサービス夢色）

運動器リハビリテーション料関連報酬改定情報

制度対策部

今回は、平成 26 年度診療報酬改定における運動器リハビリテーション料の算定に関して、疑義解釈等として公表されている資料より、特に会員に知っておいていただきたいものを紹介する。

疑義解釈（その 4）　平成 26 年 4 月 23 日

（問 25）運動器リハビリテーション料（Ⅰ）に係る届出を行っている保険医療機関において、関節の変性疾患、関節の炎症性疾患その他の慢性の運動器疾患により、一定程度以上の運動機能及び日常生活能力の低下をきたしている患者のうち、当該疾患の手術を行っていない患者に対して、運動器リハビリテーションを提供する場合は運動器リハビリテーション料（Ⅰ）を算定できるか。
（答）算定できる。

運動器リハビリテーション料については、今回の改定で運動器リハビリテーション料（Ⅰ）基準取得施設においては、外来患者に対しても運動器リハビリテーション料（Ⅰ）として算定可能となったことや、大腿骨頸部骨折患者で一定の条件を満たしたものに限られるが、外来患者も早期加算の算定対象になった点は診療報酬改定公表時の主な項目として紹介されており、また、当協会の診療報酬改定に関する研修会においても内容説明を行っているため周知されているであろう項目である。

しかし、上記は本改定前の通則において、運動器リハビリテーション料の「注２」として「運動器リハビリテーション料（Ⅰ）に係る届出を行った保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者〔告示４別表第９の6･2〕に対して個別療法であるリハビリテーションを行った場合には、注１の規定にかかわらず、運動器リハビリテーション料（Ⅱ）を算定する。」と記載されていた文面が削除されていたことに関連する疑義解釈である。本件については、改定後会員からの問い合わせも多くいただいていた項目である。

この他にも、運動器リハビリテーション料については、平成 26 年３月５日の診療報酬告示において、運動器リハビリテーション料（Ⅰ）は、「病院又は有床診療所に限る」となっていたが、３月 14 日付の事務連絡においては削除されることが通知されている。これにより４月１日からは、病院又は有床診療所に限らず無床診療所においても運動器リハビリテーション料（Ⅰ）の基準取得が可能となっている。

平成 26 年度診療報酬改定に関する疑義解釈は、５月中旬時点で「その６」まで公表されている。また、その他にも通知の訂正等も事務連絡として公表されており、今回紹介した運動器リハビリテーション料以外にも作業療法士の職域に関連する項目が多く含まれている。

今年度の診療報酬改定の理解を深める際や不明な点がある場合は、まずは確認をいただきたい。

「医療福祉eチャンネル」受講による「現職者共通研修プログラム」の単位認定について

現職者共通研修プログラム対応番組（全8回）
協会から1講座（番組）あたり、1.5時間の単位認定を受けることができます。
2014年4月リニューアル 順次配信
1.作業療法生涯教育概論 2.作業療法における協業・後輩育成 3.職業倫理
4.保健・医療・福祉・地域支援 5.実践のための作業療法研究 6.作業療法の可能性
7.日本と世界の作業療法の動向 8.事例報告と事例研究
単位認定までの手順、視聴方法については、【http://www.ch774.com】をご覧ください。
医療福祉eチャンネルでの単位認定には「履修登録」と「受講管理料」が必要となります。
会員登録の際には必ず「日本作業療法士協会員の方」を選択してください。

医療福祉eチャンネル　0120-870-774（前9：00～後5：00/土・日・祝を除く）
E-mail：info@iryoufukushi.com　URL：http://www.ch774.com

地域移行支援への取り組み ――――（第 26 回）

地域の子どもにリハビリテーションを届けよう！

医療法人社団らぽーる新潟　ゆきよしクリニック・ゆきよし訪問看護ステーション　**山田 早織**

はじめに

私は新潟市のクリニック・訪問看護ステーションに所属し、主に訪問リハビリテーションに携わっている。当法人の訪問件数は年々増加しており、日々ニーズの高まりを感じている。

対象者の年齢は 1 歳から〇歳と幅広く、疾患も様々である。小児の訪問リハビリテーションは病院・診療所など医療機関所属の療法士によって為される場合と、訪問看護ステーション所属の療法士による場合とがあるが、当法人では訪問件数全体に占める割合は 3%（平成 25 年 4 月時）と少なく、小児の在宅リハ資源は不足している現状がある。しかし、訪問リハビリテーションは実際の生活環境下で行うため対象児の理解が深まりやすく、結果を生活に反映しやすい。通院の負担がないという利点もある。今回は現在担当している小学生の一例を紹介する。

A くんに対する訪問リハビリテーション

A くんは居住地区の小学校に通う 6 年生の明るく元気な男の子で、特別支援学級に所属している。原因不明の運動失調症、知的障害、両側難聴があり、四肢体幹の筋力低下、平衡機能障害、上肢の協調性・巧緻性低下がみられる。医師の処方は主に下肢の関節可動域訓練と筋力強化訓練であったが、A くんは注意障害や感情コントロールの低下があり、認知機能面への介入や ADL の質を上げることも重要だと考えられた。そこでお母さんから家や学校生活で困っていることを聞きながら課題を決定している。ある日お母さんから「一人で買い物ができるようになってほしい」との希望があった。

「おつかいに行こう！」

最初に自宅でチラシのカードと実物のお金を用いて買い物の模擬練習を実施した。買い物メモの商品を探して総額を電卓で計算し、必要な金額を出すことができるようになったため、次はお母さんに頼まれたおつかいをしに近所のスーパーに行った。すると予想以上に多くの発見があった。

店内の移動はカートを使うのとカゴを持ち歩くのではどちらが良いか、スーパーの動線や広さはどうか、お客さんや陳列棚にぶつからないよう注意できているか、棚の下の方を見ることができるか、頼まれた商品を選べるか、レジで焦らず適切なお金を出し、おつりを落とさず財布に入れられるか、重たい荷物を持って安全に歩けるか、歩道の道路環境はどうか。実際の買い物を通して注意点が多く見つかったため、買い物メモの作り方や財布の形状、荷物の持ち方、声掛けの内容やタイミングなどで工夫と対策ができた。結果、現在は見守りで買い物ができ、自立まであと一歩という状態になり、家族で出掛けたときにお小遣いの中で欲しい物を買うことができている。

訪問リハビリテーションの強み

これにより生活場面での実践から非常に多くのことが見えてくると痛感し、対象児の生活に直接介入できる訪問リハビリテーションの強みを感じた。また、訪問では家族から相談を受けることも多い。先日は佐渡への修学旅行に向け「友達と安全にホテルの大浴場に入れるかな？」「1 泊 2 日の行程を過ごして佐渡金山を歩く体力はあるかな？」とお母さんが心配していたため、身体・認知機能の評価から対応策と想定されるリスクを挙げ、学校の先生に伝えた。家族や教育機関との関わりが学童期には重要であるが、作業療法士は家族の不安や期待に寄り添い、学校の先生にも協力できる存在ではないかと思う。

おわりに

私は現在、幼児期から学童期の対象児を 4 名担当しているが現状としては少ないと感じており、地域には作業療法の対象となる子どもがもっと存在するのではないかと思っている。障害を持った子どもが社会参加を行う上で重要なことは自己の有能感を育むことだと言われるが、作業療法はその子のできることを発掘し自己有能感を高めることができる。今後小児の訪問リハビリテーションの認知度を上げるとともに、地域の子どもに作業療法の輪を広げていきたい。

支えとなった言葉

介護老人保健施設　辛夷園　　下田 広美

【はじめに】

気が付けば、私の人生の半分は作業療法士として過ごした時間である。結婚、引越しと転職、出産と退職、子育て、再就職と色々なことがあり、そこには喜び、悩み、そして様々な出会いがあった。

【生活が変わること】

結婚して間もなく、私は主人の実家で暮らすこととなった。私の実家からはるか300kmも離れたところである。それまで一人暮らしの経験がなかった私にとって、故郷を離れる、生活の場が変わるということが想像できなかった。それでも、新生活に向けて準備をしなくては、と思っていた時に大学の恩師の奥様に助言をいただいた。「まずは働く場所を探した方がいい。」その時の私は、生活に慣れることが一番であるから、新生活が落ち着いてから、就職活動をしようと思っていた。「知らない土地に行くからこそ、女の人はまず、自分の居場所を作ることが大事。」その言葉に少し疑問を持ちつつ、住まいを移す前に就職活動を行い、希望の分野の仕事を見つけることができた。

実際に新しい生活が始まり、文化・習慣・言葉の違いに戸惑った。生活が変わり、そこに適応することは思っていたより大変で、新しい環境に身体が馴染んでいくのは時間がかかる作業だと気付いた。助言通り、自分の働く場があったことで私には居場所ができ、新しい環境に馴染み、生活していくことができた。患者さんは病気や事故により今までの生活を変えることを余儀なくされる。私は自ら新しい環境を選んだので状況は違うが、生活が変わるとはどういうことなのか、生活を再建していこうとする患者さんに対して、どのように関わっていけばいいのかを考え直す機会となった。

【子育てを通じて】

そして、私は出産を機に退職した。仕事がなくなるということに不安もあったが、やっと授かった命であり、子育てを楽しみたい気持ちが強かった。

子どもはおもちゃを手に持ち、口に入れ、確かめながら色々な遊びを覚えていく。コミュニケーションは言葉だけでなく、色々な表現で伝えようとする。知らない人と仲良くなるために急接近し、そして衝突し、仲間をつくっていく。子どもが成長していく過程で起こる様々な事象は、自分が勉強してきた作業療法と通じるものがあった。ひとは日々の中で様々な作業と関わり、暮らしが成り立っている。子育てはそんなことを見つめなおす機会となり、作業療法のおもしろさに気付くことができた。

そして子どもの保育園入園と時を同じくして、再就職の声をかけていただいた。

【子どもの成長】

朝、子どもを保育園に送っての出勤。時には早番の保育士より先に到着し、先生を待つこともあった。わが子は先生と一緒に朝礼にも参加をしていたと卒園式の時に教えてもらった。他の母親たちと比べると私は慌ただしい子育てをしていた。子どもに申し訳ない思いでいっぱいになることもあったが、保育士の先生が言ってくれた「子どもは頑張って働いているお母さんのことをちゃんと見ているんだよ。」との言葉に勇気づけられた。

子どもはいつしか私の背丈を超すぐらいに大きくなった。家族・友だち思いの優しい子に育ったと私は思う。

【おわりに】

百歳の対象者の訓練中、私が遠くから嫁にきた話をすると、「遠いところからよく来てくださった。お会いできて嬉しい。」と声をかけていただいた。心温まる言葉に嬉しくなった。

知らない土地に来て、この仕事を続けていたからこそ、出会うことができた方々、私を元気づけてくれた言葉の数々。これらは私が生きていく上での支えとなり、今度は私が恩返しをしていかなくてはいけないと思っている。

協会主催研修会案内　2014年度

認定作業療法士取得研修　共通研修

講座名	日　程（予定も含む）	開催地（予定も含む）	定　員
管理運営④	2014年9月27日～28日	大　阪：大阪市　新大阪丸ビル貸会議室	30名
管理運営⑤	2014年10月25日～26日	東　京：台東区　日本作業療法士協会事務局	30名
管理運営⑥	2014年11月23日～24日	福　島：福島市　郡山商工会議所	30名
管理運営⑦	2015年1月31日～2月1日	沖　縄：那覇市　調整中	30名
教育法②	2014年8月2日～3日	北海道：札幌市　専門学校　北海道リハビリテーション大学校	30名
教育法③	2014年8月19日～20日	東　京：台東区　日本作業療法士協会事務局	30名
教育法④	2014年9月20日～21日	広　島：広島市　RCC文化センター	30名
教育法⑤	2014年10月4日～5日	宮　城：仙台市　仙台青葉学院短期大学長町キャンパス	30名
教育法⑥	2014年11月1日～2日	東　京：台東区　日本作業療法士協会事務局	30名
教育法⑦	2014年12月6日～7日	福　岡：福岡市　アーバン・オフィス天神	30名
研究法③	2014年8月23日～24日	東　京：台東区　日本作業療法士協会事務局	30名
研究法④	2014年10月11日～12日	和歌山：和歌山市　調整中	30名
研究法⑤	2014年11月 8日～9日	愛　知：名古屋市　名古屋市中小企業振興会館（吹上ホール）	30名
研究法⑥	2014年12月13日～14日	大　阪：大阪市　新大阪丸ビル新館（予定）	30名
研究法⑦	2015年1月10日～11日	東　京：台東区　日本作業療法士協会事務局	30名

認定作業療法士取得研修　選択研修

講座名	日　程（予定も含む）	開催地（予定も含む）	定　員
選択④　老年期領域	2014年8月30日～31日	愛　知：名古屋市　日本福祉大学名古屋（鶴舞）キャンパス	20名
選択⑤　身体障害領域	2014年9月6日～7日	佐　賀：鳥栖市　医療福祉専門学校　緑生館	20名
選択⑥　発達障害領域	2014年9月14日～15日	大　阪：大阪市　新大阪丸ビル新館	20名
選択⑦　身体障害領域	2014年9月20日～21日	愛　媛：松山市　松山市総合コミュニティーセンター	20名
選択⑧　精神障害領域	2014年9月27日～28日	東　京：台東区　日本作業療法士協会事務局	20名
選択⑨　身体障害領域	2014年10月4日～5日	大　阪：調整中　調整中	20名
選択⑩　身体障害領域	2014年10月18日～19日	北海道：札幌市　調整中	20名
選択⑪　精神障害領域	2014年10月25日～26日	東　京：台東区　日本作業療法士協会事務局	20名
選択⑫　身体障害領域	2014年11月15日～16日	京　都：京都市　調整中	20名
選択⑬　発達障害領域	2014年11月29日～30日	東　京：台東区　日本作業療法士協会事務局	20名
選択⑭　老年期領域	2014年12月6日～7日	東　京：台東区　日本作業療法士協会事務局	20名
選択⑮　身体障害領域	2015年1月10日～11日	福　岡：福岡市　社会医療法人財団　白十字会白十字病院	20名

専門作業療法士取得研修

講座名		日　程（予定も含む）	開催地（予定も含む）	定　員
高次脳機能障害	基礎Ⅰ	2014年9月6日～7日	宮　城：調整中　調整中	40名
	基礎Ⅱ	2014年12月13日～14日	福　岡：調整中　調整中	40名
	基礎Ⅳ	調整中	東　京：調整中　調整中	40名
精神科急性期	基礎Ⅰ	調整中	大　阪：大阪市　大阪医療福祉専門学校	40名
	基礎Ⅱ	2014年11月23日～24日	東　京：調整中　調整中	40名
摂食嚥下	基礎Ⅰ	2015年1月24日～25日	東　京：台東区　日本作業療法士協会事務局	40名
	基礎Ⅱ	2014年11月15日～16日	大　阪：調整中	40名
	基礎Ⅲ	2014年8月9日～10日	東　京：台東区　日本作業療法士協会事務局	40名
手外科	詳細は日本ハンドセラピー学会のホームページをご覧下さい。			
特別支援教育	基礎Ⅰ－2	調整中	福　岡：調整中　調整中	40名
	基礎Ⅱ－1	2014年7月5日～6日	東　京：台東区　日本作業療法士協会事務局	40名
認知症	基礎Ⅰ	2014年8月～12月	調整中：調整中　調整中	40名
	基礎Ⅱ	2014年10月25日～26日	大　阪：大阪市　新大阪丸ビル	40名
	基礎Ⅲ	2014年9月6日～7日	広　島：広島市　広島県立大学	40名
	基礎Ⅳ	2014年11月1日～2日	愛　知：名古屋市　ウィンクあいち	40名
	応用	2015年1月～3月	東　京：調整中　調整中	40名
	応用	2015年1月～3月	東　京：調整中　調整中	40名

詳細は、ホームページをご覧下さい。　協会主催研修会の問い合わせ先
一般社団法人 日本作業療法士協会　電話. 03-5826-7871　FAX. 03-5826-7872　E-mail　ot_jigyou@yahoo.co.jp

専門作業療法士取得研修				
講座名		日　程（予定も含む）	開催地（予定も含む）	定　員
福祉用具	基礎Ⅰ	2014年10月4日～5日	福　岡：福岡市　麻生リハビリテーション大学校	40名
	基礎Ⅲ	2014年7月19日～20日	宮　城：大崎市　宮城県介護研修センター	40名
	基礎Ⅴ	2014年7月5日～6日	大　阪：大阪市　株式会社ウィズ	40名
	応用Ⅵ	2014年8月9日又は10日 2014年12月6日又は7日	石　川：石川市 石川県リハビリテーションセンター	20名
	応用Ⅶ	2014年8月9日又は10日 2014年12月6日又は8日	石　川：石川市 石川県リハビリテーションセンター	20名

作業療法全国研修会			
講座名	日　程（予定も含む）	開催地（予定も含む）	定　員
第54回作業療法全国研修会	2014年8月30日～31日	青　森：八戸市　八戸市公会堂	300名
第55回作業療法全国研修会	2014年12月6日～7日	奈　良：奈良市　奈良県文化会館	300名

教員研修プログラム			
講座名	日　程（予定も含む）	開催地（予定も含む）	定　員
教員研修プログラムⅠ	2014年8月30日～31日	京　都：京都市　佛教大学	20名
教員研修プログラムⅣ	2014年11月8日～9日	愛　知：名古屋市　国際医学技術専門学校	20名
教員研修プログラムⅤ	2014年9月27日～28日	愛　知：豊明市　藤田保健衛生大学	20名

作業療法重点課題研修			
講座名	日　程（予定も含む）	開催地（予定も含む）	定　員
内部障害に対する作業療法	2014年7月26日～27日	兵　庫：神戸市　兵庫県立リハビリテーション中央病院	60名
精神科領域における認知機能障害と社会生活	2014年7月12日～13日	静　岡：静岡市　ふしみや貸会議室	60名
うつ病患者に対する作業療法	2014年8月23日～24日	北海道：札幌市　北海道建設会館	60名
がんに対する作業療法	2014年9月13日～14日	静　岡：静岡市　日本大学三島校舎	60名
脳卒中に対する作業療法【前編】	2014年9月6日～7日	神奈川：横浜市　横浜リハビリテーション専門学校	60名
脳卒中に対する作業療法【後編】	2014年11月8日～9日	福　島：郡山市　貸会議室ギャラリー虎丸町	60名
脳性麻痺に対する作業療法	2014年9月14日～15日	兵　庫：神戸市　兵庫県立リハビリテーション中央病院	60名
喀痰吸引等に対する作業療法	2014年11月	調整中：調整中　調整中	40名
認知症に対する集団作業療法	2014年10月18日～19日	福　岡：福岡市　福岡医健専門学校	60名
生活行為向上マネジメント	2014年11月	東　京：調整中　調整中	60名
精神科アウトリーチ	2014年12月13日～14日	静　岡：静岡市　調整中	60名
終末期における作業療法	2014年12月13日～14日	岡　山：岡山市　岡山医療技術専門学校	60名
通所・訪問に関する作業療法	2015年1月17日～18日	福　岡：福岡市　福岡医健専門学校	60名
平成27年度診療報酬・介護報酬情報等に関する作業療法	2015年3月	東　京：調整中　調整中	60名
認知症の初期集中支援チーム	調整中	調整中：調整中　調整中	60名
復職への不安軽減	2014年9月27日	大　阪：大阪市　大阪医専	60名
国際学会で発表してみよう ～英語ポスター作成～	2014年9月21日	東　京：調整中　調整中	30名
国際交流セミナー	2014年11月23日	東　京：台東区　日本作業療法士協会事務局	30名
地域包括ケアシステム	調整中	調整中	40名

生涯教育講座案内【都道府県作業療法士会】　2014 年度

現職者選択研修							
	講座名	日　程	主催県士会	会　場	参加費	定 員	詳細・問合せ先
＊	身体障害	2014年8月3日	香川県	四国医療専門学校	4,000円	60名	問合せ先：いわき病院（087-879-3533 OT科） 詳細：香川県作業療法士会ホームページ
＊	精神障害	2014年8月3日	香川県	四国医療専門学校	4,000円	40名	問合せ先：いわき病院（087-879-3533 OT科） 詳細：香川県作業療法士会ホームページ
＊	発達障害	2014年8月3日	香川県	四国医療専門学校	4,000円	20名	問合せ先：いわき病院（087-879-3533 OT科） 詳細：香川県作業療法士会ホームページ
＊	老年期障害	2014年8月3日	長野県	宮田村民会館	4,000円	100名	問合せ先：上伊那生協病院　訪問リハビリテーション課　担当：小田嶋 勇太（0265-96-0012）詳細：長野県作業療法士会ホームページ
＊	老年期障害	2014年9月7日	岐阜県	土岐市立総合病院	4,000円	60名	詳細：岐阜県作業療法士会HP 問合せ先：kyoiku@gifu-ot.com 担当、山本 紀子
＊	身体障害	2014年9月21日	奈良県	関西学研医療福祉学院 ７階講堂	4,000円	80名	詳細：（一社）奈良県作業療法士会ホームページ 問合せ先：秋津鴻池病院　リハビリテーション部 木納（きのう）潤一　電話：0745-63-0601

＊は新規掲載分です。

第 54 回　作業療法全国研修会（青森会場）のご案内
作業は人を健康にする ～その人の暮らしを支える技術～

今年度の作業療法全国研修会は青森県作業療法士会と奈良県作業療法士会の協力のもと、2 会場での開催となります。両会場ともにテーマ、プログラムはほぼ同じ内容となりますが、それぞれ開催地の特色を活かしたプログラムを予定しています。今後の詳細は作業療法全国研修会ホームページへ掲載予定です。

【開催要項】

テーマ：作業は人を健康にする ～その人の暮らしを支える技術～

会　期：平成 26 年 8 月 30 日（土）～ 8 月 31 日（日）＜ 2 日間＞
※奈良会場は平成 26 年 12 月 6 日（土）～ 7 日（日）＜ 2 日間＞

会　場：八戸市公会堂・公民館（〒 031-0075　青森県八戸市内丸一丁目 1-1）

参加費：正会員 10,000 円（当日受付 12,000 円）、非会員 20,000 円、他職種 5,000 円、学生 1,000 円、
一般無料（公開講座のみ）
＊参加費の振込手数料はご自身でご負担ください。
＊協会員は公開講座に一般としての聴講はできません。
＊ 1 日のみの参加の場合も同額になります。

主　催：一般社団法人　日本作業療法士協会　**運営協力**：一般社団法人　青森県作業療法士会

【交流会のご案内】

研修会 1 日目終了後に交流会を行います。講師の先生方や参加者の皆様と楽しく交流会ができればと思います。是非ご参加ください。

日　時：平成 26 年 8 月 30 日　19：00 ～ 21：00

会　場：八戸グランドホテル

料　金：5,000 円

【宿泊の手配】

宿泊は各個人で手配してください。
宿泊予定の方はお早目の手配をお勧めします。

【申込方法】

＜事前申込み＞

申込み期間：平成 26 年 6 月 2 日（月）正午～ 7 月 25 日（金）正午

協会ホームページ全国研修会バナーより専用申込みフォームにて申込み登録を行ってください。
申込み登録後、指定の口座まで参加費の入金を行ってください。

＜当日申込み＞

当日直接会場までお越しください。

【問い合わせ】

作業療法全国研修会実行委員会（教育部）
FAX：03-5826-7872　　E-mail：zenken2014@jaot.or.jp
※問い合わせは FAX か E-mail でお願いいたします。

【プログラム】※テーマ及び講師は予定です

		第 1 会場	第 2 会場
1日目（8月30日(土)）	9：45 ～	開会式	
	10：00 ～ 11：20 【協会指定講座 1】	「地域社会に信頼される作業療法（士）の姿とは」 東　祐二（厚生労働省　老健局振興課）	
	11：30 ～ 12：30 【協会指定講座 2】	「作業は人を健康にする～これからの協会のあり方～」 中村 春基（日本作業療法士協会　会長）	
	12：30 ～ 13：20	休　憩　「診療報酬セミナー」（制度対策部 保険対策委員会）	
	13：20 ～ 14：20	「脊髄損傷者への作業療法」 松本 琢磨（神奈川県総合リハビリテーションセンター）	「呼吸器疾患の作業療法」 高島 千敬（大阪大学医学部附属病院）
	14：30 ～ 15：30	「高次脳機能障害への作業療法」 酒井　浩（名古屋大学）	「訪問リハビリテーションにおける作業療法士の役割」 大越　満（東京ふれあい医療生活協同組合梶原診療所）
	15：40 ～ 16：40	「救命救急の現状・Dr ヘリについて」 今　明秀　先生（八戸市立市民病院　副院長　救命救急センター　所長）	「精神障害者への就労支援における作業療法士の役割」 岩根 達郎（京都府立洛南病院）
	16：50 ～ 18：20 【公開講座】	「十八歳からの十年介護」 町　亞聖（アナウンサー・報道キャスター）	
	19：00 ～	交流会	

		第 1 会場	第 2 会場
2日目（8月31日(日)）	9：20 ～ 10：50 【協会指定講座 3】	「作業で健康になるリハビリテーション －生活行為向上マネイジメント－」 石川 隆志（秋田大学）	
	11：00 ～ 12：00	「認知症の初期集中支援」 小川 敬之（九州保健福祉大学）	「心大血管疾患の作業療法」 鈴木 真弓（埼玉医科大学国際医療センター）
	12：00 ～ 12：50	休　憩　「診療報酬セミナー」（制度対策部 保険対策委員会）	
	12：50 ～ 13：50	「地域包括ケアにおける介護老人保健施設の役割と作業療法」 土井 勝幸（介護老人保健施設せんだんの丘）	「教育における発達学的支援」 岩永 竜一郎（長崎大学）
	14：00 ～ 15：00	「片麻痺患者への作業療法」 長谷川 敬一（竹田綜合病院）	「精神科アウトリーチ」 香山 明美（宮城県立精神医療センター）
	15：05 ～	閉会式	

訃 報 連 絡

謹んでお悔やみ申し上げます。

34255　島林 紘之 氏　（富山）　2014 年 5 月 7 日　逝去

51108　市原 美貴 氏　（栃木）　2013 年 11 月 26 日　逝去

役員の横顔　新人スタッフ取材奮闘記

皆さんは協会の役員と直接話をしたことがあるでしょうか。その人となりに接したことのある役員が何人いるでしょうか。役員は協会活動の中枢にいて重要な役割を担っていることは確かですが、それと同時に、皆さんと同じ会員の一人であり、皆さんと同じ作業療法士として、それぞれの現場で働いています。このコラムでは、そんな役員一人ひとりの全体像を書き尽くすことはできませんが、あまり知られていない一面を紹介することを通して、その人柄の印象をお伝えしたいと考えています。今回はあの役員の横顔を覗いてみましょう。

第6回　理事　宇田　薫氏（おもと会　クリニック安里　訪問リハビリテーションセンター）

数少ない女性理事として、日々協会活動を支える宇田氏。仕事のご褒美にと楽しみにしているのは甘いものだ。好きが高じて、製菓衛生師の資格を取得したほどの本格派。宇田氏に、もし作業療法士になっていなかったら？と尋ねてみた。なかなか浮かばないが、今やってみたいのは「ユニバーサルなケーキ屋さん」だという。糖尿や嚥下困難な方でも安心して食べられる甘いものを提供してみたいのだそうだ。自分が作業療法士以外の職に就くことが想像できない、という言葉も頷ける。

同じように懸命に医療に従事した女性に、イギリスの看護師ナイチンゲールがいる。宇田氏は看護師を伴わない訪問リハを行う際、参考になればと手にした本で、ナイチンゲールが現在の病院における配膳システムを開発、文筆家や統計学者としても活躍していたことを知ったという。

女性ならではの感性と気づきは、宇田氏にも共通している。講師をつとめた認知症の研修会で、参加者の女性が急に悩みを告白したことがあった。女性としての悩みには打ち明けづらいこともあるだろうが、そのような機会を持てるのは嬉しいことだという。宇田氏も同じ女性として、くよくよすることはある。しかし、深く考えずとにかくやってみようという前向きな気持ちと、経験と人脈に裏打ちされた自信が、いつも明るく仕事をする秘訣になっているという。たくさんのアイデアとしなやかな強さが光る人であった。

（本誌制作スタッフ　井上 芳加）

作業療法マニュアル第 56 巻「子どもに対する作業療法　―乳児期から就学まで―」

協会が発行しているマニュアルは、作業療法士になって 3 年程度までの方を対象として編集されている。このマニュアルも「初心者にわかる」をコンセプトに、乳幼児期への関わりに必要な作業療法の考え方をまとめている。一人でも多くの方が子どもに対する作業療法に挑戦してほしいという執筆者らの思いが込められており、作業療法士が関わる切り口として、1）家族のサポート、2）遊びのサポート、3）ADL のサポートを 3 つの柱として示している。子どもは、地域の中で家族と暮らし、地域の中で育つ存在なので、家族や地域で対象児と関わる人たちとの情報交換や連携の重要性についても述べている。本マニュアルの中で示されている数多くの事例を通して、作業療法や連携の大切さがより深く理解できるであろう。ライフステージに沿って、「障害があるためにできない当たり前の生活と経験」を果たすことを目標として早期から作業療法が実施されれば、子どもたちの生活環境を変化させ、大人になったときの生活力を引き上げることは可能と思われる。こうした作業療法の関わりが全国のあらゆる地域で増えることを願っている。是非、マニュアルを手に取って参考にし、作業療法を必要としている子どもたちに積極的に関わっていただきたい。

作業療法マニュアル第 57 巻「生活行為向上マネジメント」

「生活行為向上マネジメント（MTDLP）」とは、人がよりよく生きていく上で営む必要のある生活に関わる行為全般が実現できるように支援するための手法のひとつである。作業療法士自身が行う支援活動を促進するだけでなく、組織としての成果をあげる視点も内包するため、マネジメントという語が付与されている。

MTDLP は、ここ 6 年間にわたって、厚生労働省より補助を受けて行ってきた老人保健健康増進等事業を基盤に一般社団法人日本作業療法士協会（以下、協会）が研究・開発に取り組んできたものである。協会は、2012 年 10 月に MTDLP に係る基本方針を、① MTDLP を自立支援型医療・介護を具体化する一つの手法として位置付ける、② MTDLP が制度に組み込まれるよう働きかける、③ MTDLP を他職種も使える分かりやすいものにする、④都道府県作業療法士会での MTDLP に関する啓発を支援する等と表明した。そして、これを具現化するために生活行為向上マネジメント推進プロジェクト特設委員会（以下、プロジェクト）が組織された。

そこで本マニュアルでは、協会の培ってきた MTDLP に関する研究・開発の最新の知見を示すとともに、プロジェクトにおける用語の定義や手法の精緻化に関する検討の成果を盛り込んだ。もちろん紙面に限りがあり、エッセンスを示すのが精一杯であったが、各都道府県で実施される講習会のテキストとしては遜色ないものと考えられる。

もう少し内容を具体的にいうと、Ⅰ章では MTDLP の定義などの概要を示し、Ⅱ章では MTDLP のプロセスをシート類の使い方を含めて解説し、Ⅲ章では MTDLP と併用すると有効な評価指標について説明し、Ⅳ章で事例を紹介した。また、巻末には最新のシート類や評価指標、ICF の表を添付し、このマニュアル一つあれば MTDLP が始められるように構成されている。

作業療法士の多くが MTDLP を使いこなすことができれば、作業療法士は地域包括ケアに欠かせない専門職として、2025 年問題に十分応えられるようになるだろう。このマニュアルを手に持って、目の前の一人ひとりの対象者に真摯に対峙してみよう。それが、作業療法の価値を高める道の一つである。

都道府県作業療法士会連絡協議会報告

協会・協議会・士会の連携強化

近畿支部長　東條 秀則

平成 26 年 4 月 19 日に、都道府県作業療法士会連絡協議会（以下、協議会）の第 4 回役員会が開かれた。本誌 4 月号でも触れられている通り、どのようにすれば日本作業療法士協会（以下、協会）・協議会・都道府県士会（以下、士会）の連携強化が図れるか等を協議している。これらは平成 26 年度の重要なテーマの一つであり、途中経過として検討内容を紹介したい。

協会が平成 24 年度に一般社団法人に移行した際、士会や協議会は協会内部の組織ではないという理由から、それらの名称や位置づけを協会の定款や定款施行規則の中に記載するのは適切ではないとの指導を国や顧問弁護士から受けたという。そのため協会は、現行の諸規程や組織図から士会や協議会の規定や位置づけを削除せざるを得なかったが、それは専ら組織論的な整合性と手続き上の必要性からであって、作業療法士を取り巻く現実に対応し、国民の負託に応えていくためには、むしろ協会と士会は同じ作業療法士の職能団体として、これまで以上に密接に連携し、一丸となって事にあたっていかなければならない。そこで、諸規程に明記されなくなった不足を補い、両者の関係性を改めて確認し強化するために、協会と各士会との間で協定を結ぶことが模索されてきた。具体的にどのような協定を結ぶ必要があるのか。協会員と士会員の関係性はどのような表記を用いて示すのが適切と言えるのか。各士会の意見を聞き、一丸となって取り組んでいく形を構築する必要がある。

次に組織体制として、士会代表者は代議員総会や合同役職者研修会に参加している。協会と士会の情報交換において、より効果的・効率的な体制はどのようにあるべきか。各士会は別組織であるが、各士会代表者が協会組織とより密な組織体制が組めると、重要・複雑な課題に迅速・正確な対応ができる可能性がある。

以上のような点を協議している。本誌が発行されるころには代議員総会や協議会総会が既に開催されている予定であり、これらについて触れられるものと予測される。途中経過としての上記のような課題を認識していただくとともに、今後の動向に注目願いたい。

日本作業療法士連盟だより

連盟 HP　http://www.ot-renmei.jp/

民の意見や提案は議員を通して行政が動き実現する

東海・北陸ブロック幹事　熊谷 範夫

県士会長になった頃、役所に作業療法士の説明に伺ったことがあります。地域住民のために作業療法がお役に立つことを理解していただければ、活躍の場を作っていただければなどと、がんばって訴えかけましたが、窓口の係の方のみの対応で、皆さん「伝えます」で、終了。なんとも、無力感に苛まれておりました。

そんなことを知り合いの福祉施設長に愚痴っていましたら、その方がすぐにいずこかに電話。「まずこの人に話を聞いてもらいなさい」と言われ、代わった相手は市議会議長でした。聞いていただいた後、議長より、もう一度役所に行くように言われました。伺うと応接室に通され、そこには福祉部長と幹部職員がずらり。「議長よりお話を伺うように言われました。」びっくりしたのと、緊張してしまい、うまく口が回らなかったのを覚えています。

議長に電話してくださった福祉施設長にお礼に伺うと、まず、世の中の仕組みを知りなさい、とのこと。市や県などの行政はそれぞれの議会により決定されたことを行う場所。行政を動かしたければまず議会に働きかける必要があり、議会とは議員により構成されていること。その議員を決めるのは市民による選挙であること。したがって、市民の意見を一番気にしているのは議員であり、議員を通して行政が動くのです。市民のためになる意見や提案は、すべてその代表である議員を通して実現されるのです。国も同じです。中学の頃、習った覚えがある常識のはずでした。

選挙には行った覚えのある人は多いでしょうが、議員と話をしたことのある人はどうでしょう。意外と門戸は開かれていますよ。

▶日本高次脳機能障害学会　2014 年夏期教育研修講座
A コース「失語症候とその対応」
日　　時：2014. 7/19 ㈯・20 ㈰
B コース「神経心理症候とその対応」
日　　程：2014. 7/21（月・祝）
会　　場：名古屋国際会議場　白鳥ホール
ホームページ　http://www.higherbrain.gr.jp/

▶第 4 回ボバース研究会学術大会
日　　時：2014. 7/26 ㈯・27 ㈰
会　　場：ホテル大阪ベイタワー
お問合せ：学術大会事務局
〒 536-0025　大阪府大阪市城東区森之宮 2 丁目 1-88
社会医療法人大道会森之宮病院
E メール　cjba.osaka@gmail.com
ホームページ　http://homepage2.nifty.com/bobath/cjba2014

▶「みやぎ OT・PT・ST 合同就職説明会 2014」
日　　時：2014. 7/26 ㈯　9：00 ～ 16：00
会　　場：宮城県庁 2 階講堂・第 2 入札室ほか
参加機関：県内（仙台市を除く）の医療機関・福祉関係施設等を運営する法人等約 35 法人
参 加 費：無料
お問合せ：宮城県リハビリテーション支援センター
TEL. 022-784-3588
ホームページ　http://www.pref.miyagi.jp/rehabili/

▶平成 26 年度リウマチの治療とケア研修会
日時・会場
北海道・東北：2014. 9/7 ㈰　仙台市情報・産業プラザ（AER）
関東・甲信越：2014. 11/22 ㈯　東京ステーションコンファレンス
東海・北陸：2014. 10/19 ㈰　本多の森会議室
近　　畿：2014. 10/5 ㈰　ナレッジキャピタルコングレコンベンションセンター
中国・四国：7/27 ㈰　パルメイト出雲
九州・沖縄：11/3（月・祝）ホルトホール大分
お問合せ：公益財団法人　日本リウマチ財団事務局
TEL. 03-3946-3551

▶第 51・52・53 回市民公開講座　―しょうがいの理解と支援―
日　　時：① 2014. 8/9 ㈯ ② 2014. 8/23 ㈯ ③ 2014. 9/13 ㈯
会　　場：①宮田村（宮田村村民会館）、
②佐久市（佐久大学）、③松本市（松本大学）
お問合せ：〒 381-2227　長野市川中島町今井原 11-1
長野医療技術専門学校　作業療法学科
TEL/FAX. 026-283-6111

▶全国リハビリテーション学校協会　第 27 回教育研究大会・教員研修会
日　　時：2014. 8/20 ㈬～ 23 ㈯
会　　場：川崎医療福祉大学
お問合せ：〒 701-0193　倉敷市松島 288 川崎医療福祉大学医療技術学部　感覚矯正学科内
TEL. 086-462-1111（内 54631）
E メール　reha-kyouiku27th@mw.kawasaki-m.ac.jp

▶ UBOM（簡易客観的精神指標検査）技術講習会・2014
日　　時：2014. 8/23 ㈯・24 ㈰
8/23 ㈯ 10：00 ～ 17：00　8/24 ㈰ 09：30 ～ 14：30
会　　場：コラッセふくしま　5 階研修室
お問合せ：NPO 法人 UBOM 研究会
FAX. 024-573-1480
E メール　ubom@fmu.ac.jp
お申込み：参加申し込みは、ホームページ http://ubom.net より

▶第 18 回バイオフィリアリハビリテーション学会大会
日　　時：2014. 8/23 ㈯　9：30 ～ 17：00
会　　場：ロート製薬東京支店会議室
お問合せ：NPO 法人バイオフィリアリハビリテーション学会
〒 252-0804　神奈川県藤沢市湘南台 4-24-5
FAX. 0466-90-4552
ホームページ　http://www.biophilia.info/index.html

▶日本職業リハビリテーション学会第 42 回（岩手）大会
日　　時：2014. 8/28 ㈭・29 ㈮
会　　場：岩手県立大学
お問合せ：日本職業リハビリテーション学会　事務局
E メール　shokuriha_jimukyoku@yahoo.co.jp

▶第 20 回日本摂食嚥下リハビリテーション学会学術大会
日　　時：2014. 9/6 ㈯・7 ㈰
（※ 9/5 ㈮ JSDR 20 周年記念国際摂食嚥下シンポジウム会場：京王プラザホテル）
会　　場：京王プラザホテル / 新宿 NS ビル / ベルサール新宿セントラルパーク
お問合せ：株式会社オフィステイクワン
〒 461-0004　名古屋市東区葵 3-12-7
TEL. 052-930-6145　FAX. 052-930-6146
E メール　jsdr2014@cs-oto.com

「催物・企画案内」の申込先 ➡ kikanshi@jaot.or.jp
ただし、掲載の可、不可はご連絡致しません。また、原稿によっては、割愛させていただく場合がございますのでご了承ください。

編集後記

介護報酬改定の議論が本格化しているが、次期改定は地域包括ケアシステムの確立に向けた仕組み作りがより現実的な姿となって現れるだろう。改定後の報酬の多寡に一喜一憂するのではなく、当協会が推進する第二次作業療法５ヵ年戦略に沿い、「地域生活移行支援・継続支援」にぶれることなく取り組むことが大切である。これからの時代に何が求められ、それにどう応えるのか、キーワードは「自立支援」「社会参加」であり、今こそ作業療法の時代である。そのエッセンスが「生活行為向上マネジメント」には詰まっている。まだ実際に取り組んでみたことのない若い世代の皆さん、まずは実践してみよう。その意味を必ず実感できるはずだから…　（土井）

本誌に関するご意見、お問合せがございましたら下記までご連絡下さい。
E-mail　kikanshi@jaot.or.jp

平成 26 年 5 月 1 日現在の作業療法士
有資格者数 65,935 名
会員数 45,975 名　（組織率 69.7%）
認定作業療法士数 539 名　専門作業療法士数 60 名
養成校数 182 校（195 課程）　入学定員 7,285 名（平成 25 年度現在）
■協会ホームページアドレス　http://www.jaot.or.jp
■ホームページのお問い合わせ先　E-mail　webmaster@jaot.or.jp

日本作業療法士協会誌　第 27 号　（年 12 回発行）
2014 年 6 月 15 日発行
定価 500 円
□広報部 機関誌編集委員会
委員長：荻原 喜茂
委　員：香山 明美、土井 勝幸、小林　毅、岡本 宏二、多良 淳二、四方田 江里子、河原 克俊、塚本 千鶴
制作スタッフ：宮井 恵次、大胡 陽子、井上 芳加
□求人広告：1/4 頁 1 万 3 千円（賛助会員は割引あり）

発行所　〒 111-0042　東京都台東区寿 1-5-9　盛光伸光ビル
一般社団法人 日本作業療法士協会（TEL.03-5826-7871　FAX.03-5826-7872）
表紙デザイン 渡辺美知子デザイン室 ／ 制作・印刷 株式会社サンワ

おいしかった。
うれしかった。
片手でつくった玉子焼き。

ある病気で右半身が麻痺となったかずこさん。
大好きな料理は、もうあきらめていました。
「今度、一緒に玉子焼きをつくりませんか。」
作業療法士がそう声をかけると、
「ムリですよ。今の私には。」
「方法はあります。やってみましょうよ。」

そして当日。エプロンをつけて台所へ。
玉子をわり、溶いて、まぜて、フライパンへ。
片手でもけっこう器用にできて、
半年ぶりの玉子焼きづくりは、みごと、成功。
少し形はゆがんだけれど、
楽しくて、おいしくて、
何よりできたことが嬉しくて、
かずこさんの目には涙がうかんでいました。
「次は一緒に何をつくりましょうか。」

自分を生かす作業と出会う。
こころとからだが元気になる。
作業療法は、そんな
リハビリテーションの技術です。

ひとは作業をすることで元気になれる

JAPAN 一般社団法人
日本作業療法士協会
Japanese Association of Occupational Therapists
www.jaot.or.jp

JAPAN
一般社団法人
日本作業療法士協会

平成26年6月15日発行　第27号　　定価：500円（税込）